

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	44 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	38 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	20 件

大阪国民年金 事案 6402

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私の国民年金の加入手続は、実家のあるA県B市（現在は、C市）で私の父又は母のどちらかが行った。

私は、国民年金保険料の納付に関する詳細な記憶はないが、国民年金手帳の昭和45年度から47年度にかけての印紙検認欄に、D県E市の検認印が押されていることを見て、昭和42年9月頃に、住民登録を実家の住所から当時勤務していた同市のF社に異動させたことを思い出した。

申立期間を含む私の住民登録を、E市に異動させていた期間の国民年金保険料は、私自身でなく事業主が納付していたかもしれない。

また、私の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料は、平成19年に私が所持していた領収証書に基づいて、未納とされていた記録が納付済みに訂正されたこともあったことから、申立期間も誤って未納とされているのではないかと考えている。

申立期間前後の国民年金保険料は、納付済みとなっているのに、申立期間の1年間のみを納付しなかったとは思えず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る前後の国民年金手帳記号番号の任意加入被保険者の記録から、申立人の手帳記号番号は、昭和42年3月頃にA県B市で払い出されていることが確認でき、また、同市の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金保険料の収納記録を管理する社会保険事務所（当時）が43年に、G社会保険事務所（当時）からE市等を所管するH社会保険事務所（当時）に移管されている事跡が確認できることから、E市での住民登録とともに、国民年金

の住所変更手続が行われていたと考えられ、このことは申立人の陳述と一致する。

また、申立人は、事業主が納付していたかもしれないとしていることから、その事業主のオンライン記録を見ると、申立期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

さらに、申立期間当時、E市の国民年金保険料の収納方式は、集金人による印紙検認方式であったことから、申立人の勤務先であるF社において、集金人が事業主と共に申立人の保険料を収納していたと考えるのが自然であり、申立期間前後の保険料をE市において納付し、国民年金被保険者期間のうち、申立期間以外において未納が無い申立人が、12か月と短期間である申立期間の保険料のみを納付していなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年10月まで

私は、昭和48年12月末頃にA県B市から同県C市に転居し、同市役所で住民票の転入届を提出した同日に、国民年金の住所変更手続きを行ったと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、当時の記憶は定かでないが、私が、納付書でC市役所の中にある銀行の窓口で納付したと思う。

私は、国民年金に加入後、ずっと国民年金保険料を支払い続けてきた記憶があるので、申立期間①が未納、申立期間②が未加入とされていることは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係るB市及びC市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した昭和47年6月以降、申立期間①及び②を除き、61年4月に第3号被保険者に種別を変更するまでの約13年間にわたり、国民年金保険料が現年度納付されていることが確認でき、また、申立人の所持する年金手帳を見ると、申立期間①直前のB市からC市への転居に伴う国民年金の住所変更手続きが、住民票の転入手続に併せて適切に行われていることが確認できることなどから判断して、申立人の納付意識の高さが認められる。

また、C市は、申立期間①当時、年度途中で転入した者に対して現年度納付書を発行することが可能であって、同市庁舎内の収納窓口において、現年度保険料を納付することもできたとしていることから、申立人の陳述内容は、国民

年金保険料の納付に係る申立期間①当時の状況と符合する。

さらに、申立期間①は、3か月と短期間である上、その前後の期間は、国民年金保険料が現年度納付されており、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人が申立期間①の保険料を納付しない理由は見当たらない。

一方、申立期間②について、申立人の所持する国民年金手帳、申立人に係る特殊台帳及びC市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和48年2月22日に任意加入被保険者資格を取得後、49年12月23日にその任意加入被保険者資格を喪失し、50年11月8日に再度、任意加入被保険者資格を取得している事跡がいずれにおいても確認できる。

この場合、申立期間②は、任意加入期間中における未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間②の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月及び同年11月並びに54年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から51年4月まで
② 昭和53年10月及び同年11月
③ 昭和54年6月及び同年7月

私は、昭和39年に長男が生まれた際に、近所で暮らしていた義姉から勧められ、国民年金に加入した。役所へ手続に行った記憶はないので、義姉とその知人である集金人が、二人で自宅に来てくれたときに加入手続を行ったと思う。

その後、集金人が自宅まで来てくれたので、その都度、国民年金保険料を納付した。加入当初の保険料は月100円ぐらいだったと思う。お金を支払うと年金手帳に印鑑を押してくれたことを、今でもはっきりと覚えている。現在の住所に引っ越した昭和53年頃には、保険料は1,000円ぐらいだったと思うが、この頃は、集金人ではなく金融機関で納付していたと思う。

しかし、記録では申立期間①については未加入期間、申立期間②及び③については未納期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月に国民年金に任意加入して以降、55年8月1日に厚生年金保険に加入するまでの国民年金被保険者期間の国民年金保険料は、申立期間②及び③を除き全て納付済みであり、また、過年度納付により納付していた期間も見受けられることから、当時申立人は、未納が無いよう努めていた状況がうかがえる。

また、申立期間②及び③は、いずれも2か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

さらに、申立期間②について、特殊台帳を見ると、昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料について、昭和 52 年度に催告を受け、昭和 52 年 12 月に過年度納付されている一方、申立期間②に当たる昭和 53 年度の納付記録欄にも同様の催告の事跡が確認できる。

これらのことを踏まえると、申立人は申立期間②についても、同様に過年度納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間③については、以下のことからみて、現年度納付された国民年金保険料の記録が失われた可能性が否定できない。

i) 特殊台帳の摘要欄に、「55.8～9 を 55.4～5 へ変更 55.10～56.1 還付 15,080 円 56.3.17 No657」との記載があり、申立期間③の翌年度である昭和 55 年 10 月から 56 年 1 月までの保険料が、55 年 8 月 1 日付け被保険者資格の喪失に伴い、還付された事跡が確認できること。

ii) 還付決議の時点で、それ以前に時効到来前の納付可能な未納期間がある場合、還付は行われず、当該期間の国民年金保険料に充当されるのが通例であるが、本件の還付決議（昭和 56 年 3 月 17 日）の時点において、申立期間③は時効到来前であること。

iii) 特殊台帳に申立期間③の保険料に係る納付催告の事跡が無いこと。

一方、申立期間①について、オンライン記録及び特殊台帳等を見ると、申立人は昭和 51 年 5 月 18 日付けで、任意加入被保険者資格を取得していることが確認できるところ、任意加入の場合、資格取得日は遡及されず、当該期間は国民年金保険料を納付することができない任意未加入期間である。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から申立期間①の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月及び同年 11 月並びに 54 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月から平成 4 年 10 月まで
② 平成 5 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和58年12月に、夫と一緒にA県B市役所へ婚姻届を提出した際、窓口の職員に国民年金の加入を勧められたので、その場で加入手続を行ったはずである。

申立期間①の国民年金保険料は、夫婦で経営する事業所に、毎月10日前後に市民税等の集金のため金融機関の外交員が来ていたので、その際に夫婦二人分の保険料も、納付書に現金を添えて納付していたはずである。

申立期間②の国民年金保険料については、当時は事業所の仕事も忙しく、通常の納期限までに納付できなかったことがあるかもしれないが、直前の2か月間の保険料を時効ぎりぎりまで納付しているのであれば、当該期間についても、同様に時効までに納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、納付記録が始まる平成4年11月以降、申立期間②を除く期間の国民年金保険料は全て納付済みであり、後述の国民年金の加入手続後における申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録を見ると、申立期間②直前の平成4年11月及び同年12月の国民年金保険料については、6年11月9日に過年度保険料の納付書が作成され、その直後の同年12月16日及び7年1月23日に過年度納付されていることが確認できる。

この点について、日本年金機構では、「当時、過年度納付書については、未

納期間を1枚にまとめて交付していたが、被保険者が希望した場合には、1か月ごとに分割した納付書を交付していた。」としており、平成6年11月の時点では、申立期間②も時効到来前であったことを踏まえると、当該期間についても、直前の期間と同様に過年度保険料の納付書が交付されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、「当時は事業所の仕事も忙しく、通常の納期限までに納付できなかったことがあるかもしれないが、未納の無いよう心掛けていた。直前の2か月間の保険料を納付しているのであれば、申立期間②についても、同様に時効までに納付していた。」と明確に陳述しており、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間②の国民年金保険料のみを納付しない理由は見当たらない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和58年12月15日に、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号に係る被保険者の記録及び申立人所持の年金手帳の国民年金記録欄に「5. 6. 22」との押印があることから、B市において、平成5年6月22日に払い出されたものと推認でき、申立ての加入時期と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間①のうち、昭和58年12月から平成3年4月までの国民年金保険料は、時効により納付することはできず、また、同年5月から4年10月までの保険料は、過年度保険料となるため、別途、社会保険事務所（当時）発行の納付書を用いて、金融機関等で納付することが必要であるが、申立人から申立期間①に係る過年度納付をうかがわせる状況を確認することはできなかった。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間①の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月
② 平成6年9月

私は、平成5年6月に自身で加入手続を行った記憶はない。しかし、当時は大学生であったので、国民年金保険料については、兄と同様に免除されるものと思っていた。

時期ははっきり覚えていないが、母が、A県B市役所へ相談に行った際に、「平成5年度及び6年度については、申請が無いので免除とはなっていない。」ということをおっしゃったので、免除されなかった平成5年度及び6年度の国民年金保険料について、母が分割して遡って納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料についてのみ納付しない理由が無いので、申立期間の保険料がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者の記録及び申立人の免除申請日から、B市において平成7年5月頃に払い出されていることが推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②の国民年金保険料は、遡って納付可能な過年度保険料である。

また、申立人は、遡って納付可能な平成5年6月から申請免除期間直前の7年3月までの国民年金保険料について、申立期間を除き、1か月又は2か月ごとに過年度納付されており、申立人に係る過去の保険料に対するその母親の未納解消の努力がうかがえる。

さらに、申立期間②は1か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は、過年度納付により納付済みであること等を踏まえると、当該期間の保

険料についても、同様に過年度納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①について、オンライン記録を見ると、当該期間である平成5年7月の国民年金保険料については、一旦、7年9月に納付されたが、5年8月の保険料へ充当処理されており、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、その母親が申立期間①の国民年金保険料を納付したとするのみで、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、また、母親も高齢のため、当時の保険料納付状況等についての具体的な陳述を得ることができなかった。

さらに、申立人から申立期間①の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

昭和53年11月に結婚した時、妻と相談してその翌月ぐらいに、夫婦一緒にA県B市役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。

加入手続の際、市役所の窓口で遡って2年分の国民年金保険料を納付できることを聞いたので、2年分の保険料を遡って納付したい旨をその窓口で伝えた。

後日、自宅に国民年金保険料の納付書が届いたので、自身で経営していた事業所に入入りしていたC組織の職員に、その納付書と現金を手渡し、納付するよう依頼した。職員は預り証を交付してくれ、次回来た時に領収証書と交換してくれたことを覚えている。

納付した金額などはよく覚えていないが、2年分の国民年金保険料を遡って納付できると教えられたこと、及び職員に現金と納付書を手渡したことはよく覚えている。

2年分の国民年金保険料を遡って納付したにもかかわらず、1年分のみ納付済みとされ、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において昭和49年11月5日を国民年金被保険者の資格取得日として、53年12月26日に払い出されている。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録を調査したところ、昭和51年4月まで遡って納付済みとされている者が複数人確認でき、申立人についても、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であったものと考えられる。

また、上記の調査において、国民年金の加入手続後に遡って国民年金保険料が納付されていると考えられる被保険者の遡及納付期間をみたところ、そのほとんどの被保険者については、遡及納付が可能であったと考えられる期間について全て納付済みとなっていることから、当時、B市では国民年金の加入手続時に、納付可能な期間の保険料の納付勧奨を行っていた可能性が高い。

さらに、申立人及びその妻のオンライン記録を見ると、国民年金の加入手続後の国民年金保険料の納付状況はおおむね一致しており、また、申請免除期間についても追納を行うなど、国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

加えて、申立人は、i) 国民年金の加入手続後、納付書が自宅に郵送されたこと、ii) 自身で経営していた事業所に出入りしていたC組織の職員に、納付書と現金を手渡しして納付を依頼したこと、iii) 職員から預り証を交付され、後日、領収証書と交換してもらったことなどについて詳細に陳述しており、その内容は当時の制度等とも符合しており、陳述の信ぴょう性は高いものと認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、A社における厚生年金保険の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月1日から20年9月頃まで

年金事務所に夫がA社に勤務した期間に係る厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、昭和19年6月1日から同年7月1日までの1か月間については、被保険者期間とするとの回答を受けた。

しかし、夫はA社には、応召されるまで勤務しており、終戦後の昭和20年9月頃に除隊となったが、兵役期間であっても厚生年金保険に加入していると聞いたので、申立期間を夫の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年9月7日までの期間について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳、以下「被保険者台帳」という。)により、申立人は、19年6月1日にA社B支店において被保険者資格を取得していることが確認でき、また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)を見ると、申立人に係る資格取得日欄には、同年6月1日の記載に併せて、「法改正」の印が押されていることが確認できるところ、同払出簿で申立人と同様に「法改正」の印が押されているほぼ全ての者について、オンライン記録における被保険者資格の取得日が同年10月1日となっていることから、「法改正」は厚生年金保険法の施行時点で被保険者

資格を取得する予定であった者に押されたものと考えられ、申立人も同年 10 月 1 日に厚生年金保険法に基づく被保険者資格を取得したと推認できる。

また、申立期間当時の A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が戦災により焼失している上、被保険者台帳の資格喪失日欄が空欄となっているため、現存する記録から申立人の資格喪失日を確認することができないが、オンライン記録により、同社において被保険者記録の確認できる元同僚の陳述及び申立人の親族の当時の具体的な陳述から判断して、申立人が、上記期間に同社で勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の終期については、C 組織から提出された軍隊履歴書から、申立人は昭和 20 年 8 月 1 日から同年 9 月 7 日まで兵役に就いていることが確認できるところ、当時の厚生年金保険法では、同法 59 条の 2 により、19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されており、申立人が軍隊に召集されていた期間については、仮に、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 19 年 10 月 1 日、喪失日は除隊日である 20 年 9 月 7 日と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者台帳の記録から 60 円とすることが妥当である。

一方、昭和 19 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、当該期間は、厚生年金保険法施行前の労働者年金保険法が適用される期間であるところ、払出簿により、申立人の資格取得日欄には、「法改正」の印が押されていることなどから、申立人は労働者年金保険法の対象ではなかったと推認され、当該期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であり、厚生年金保険料の徴収は行われておらず、制度上、被保険者期間として算入しない取扱いとなっている。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年1月から同年3月までは24万円、同年4月から同年9月までは30万円、同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月から14年3月までは28万円、同年4月から同年9月までは30万円、同年10月は24万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、15年1月及び同年2月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月2日から15年3月29日まで

夫の厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、夫がA社に勤務した期間のうち、平成12年10月から14年9月までの標準報酬月額が実際の支給額(25万円から30万円まで)と相違している。このことは、預金通帳の給与振込額と給与明細書を見ると明らかである。

このため、当該期間以外の期間についても、実際の給与額と相違している可能性があると思う。

預金通帳と申立期間の一部の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の妻は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認め

られる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳及び申立人の妻から提出された申立人の給与明細書の厚生年金保険料控除額又は給与支給額から、申立期間のうち、平成13年1月から同年3月までは24万円、同年4月から同年9月までは30万円、同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月から14年3月までは28万円、同年4月から同年9月までは30万円、同年10月は24万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、15年1月及び同年2月は26万円とすることが妥当である。

申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているものの、事業所提出の賃金台帳により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、賃金台帳により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 平成10年11月から12年12月までについては、前述の賃金台帳及び申立人の妻から提出された預金通帳から、毎月、申立人に「給与」(以下「支給額」という。)が支払われていたことが確認できる。一方、B労働基準監督署及び事業所から提出された資料により、当該期間において、申立人に係る休業補償給付が2回行われていること、及び事業所から提出された資料により、休業補償給付対象期間の勤務日数は「0日」であったことが確認できる。

また、このような場合の取扱いについて、日本年金機構C事務センターは、「賃金台帳に支給額が記されていることについて、勤務日数は休業補償給付の受給期間であるため、有給であることに矛盾が生ずることになるので、賃金台帳に記されている内容については、休業補償給付の立替分であることを確認の上、給与としての報酬決定に係る算定の基礎としない。」旨回答しているところ、事業主は「会社側の不手際で休業補償給付の請求が遅れた。申立人から、収入がとだえると生活できないと言われたので、話し合いの上、一旦、支給額として毎月支払い、休業補償給付が支給されたら返金してもらうこととした。」と陳述している。

これらのことから、当該期間については、前述の賃金台帳及び預金通帳で確認できる支給額は、「報酬」ではなかったと認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年2月から18年4月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、当該期間のうち、平成17年7月25日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年7月1日から18年5月1日まで
② 平成15年7月28日
③ 平成15年12月10日
④ 平成16年7月23日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月25日

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間⑥の標準賞与額が、実際に支給されていた額よりも低額になっていることが分かった。また、申立期間②、③、④及び⑤において、賞与は支給されていたが、標準賞与額の記録は無かった。

給与明細書（一部）及び普通預金通帳の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違及び標準

賞与額の記録漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成17年11月1日から18年3月1日までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成17年1月1日から同年11月1日までの期及び18年3月1日から同年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、B市から提出された17年及び18年の住民税課税基礎資料で推認できる報酬月額並びに厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成16年2月1日から17年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、i) 申立人と同職種の同僚が、「同職種の者は、皆、同じ給与体系だったと思う。」と陳述していること、ii) 申立人から提出された預金通帳の給与振込額において、16年1月、同年10月及び同年11月の振込額が同額であること、iii) 同業種の同僚から提出された給与明細書における保険料控除額が、同年2月から17年6月まではほぼ同額となっていることから判断すると、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は所在不明であるものの、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が、上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年7月1日から16年2月1日までの期間について、給与体系が同じであったとされる上記同業種の同僚の給与明細書を見ると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致しているほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間⑥に係る標準賞与額については、申立人が、「賞与は年に夏・冬の2回あり、共に同じ額で給与の1か月分ぐらいだった。」と陳述しており、

申立人から提出された平成 17 年の「年末調整明細書」により確認できる賞与支給額は、60 万円であることが確認できるところ、申立人から提出された同年 12 月の賞与明細書により、同年 12 月の賞与額が 30 万円であること、及び同年分の源泉徴収票の社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②、③、④及び⑤について、事業主等から貸金台帳等の資料が得られないほか、申立人の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、申立人が、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和22年10月20日、資格喪失日は23年8月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月20日から25年8月26日まで

年金事務所へ父の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間において不自然な記録があるとの回答を受けた。当時は、家計が貧しく失業していられる状態ではなかったため、父は定時制の高校へ通いながら、A社で継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において申立期間に被保険者記録が確認でき、所在の判明した128人に照会し、回答のあった者のうち1人は、「私が入社した昭和23年3月頃には、申立人は既に勤務していた。その後もしばらくの期間は、勤務していたと思う。」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが認められる。

また、上記被保険者名簿を見ると、申立人と生年月日が同日で、氏名の一字異なる「D氏」に係る厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和22年10月20日、取得取消しの記載有り。以下「未統合記録」という。）が確認できるところ、F年金事務所は申立人に対する被保険者記録照会回答票において、当該未統合記録は、申立人の記録であると回答している。

さらに、上記「D氏」に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）を見ると、A社B事業所における記録は、資格取得日の記載のみであり、資格取得の取消し又は資格喪失日に係る記載が確認できないところ、日本年金機構E事務センターは、「被保険者名簿の『取得取消』の表示については不明瞭であり、旧台帳及び厚生年金保険被保険者台帳索引票には、取得取消しの記載が無いことから、取得取消しについて疑義がある。」としており、申立期間当時、社会保険事務所（当時）における記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえ、申立人は資格取得日以降も継続して、厚生年金保険被保険者であったと推認できる。

一方、A社B事業所に係る被保険者名簿は、上記「D氏」の氏名が記載されたものと当該名簿を書き換えたとみられる、「D氏」の氏名の記載が無い被保険者名簿（以下「書換え後の被保険者名簿」という。）が存在し、i)日本年金機構E事務センターは、当該名簿の書換時期は、その記載内容から昭和23年8月頃と推測されるとしていること、ii)同年8月1日に厚生年金保険の標準報酬月額等級区分が改定されているところ、書換え後の被保険者名簿で確認できる最初の標準報酬月額は、同年8月の随時改定であること、iii)書換え後の被保険者名簿で確認できる被保険者には、いずれも、同年8月の随時改定の記録が確認できること等から、当該等級改定に伴い、同年8月に被保険者名簿は書き換えられたものと考えられ、当該名簿の書換時期を踏まえると、申立人は、少なくとも同年7月末頃までは、同社の被保険者であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和22年10月20日、資格喪失日は23年8月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿及び旧台帳の資格取得時の記録から、600円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和23年8月1日から25年8月26日までの期間については、事業主及び同僚等から、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について具体的な陳述は得られないほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、5万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は5万6,000円だったのが、41年10月1日付けで、一旦、5万2,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、5万6,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、5万2,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定までについては、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記載された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえると、

同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、申立人及び同僚の一人は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を5万2,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、5万6,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、3万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は3万円であり、41年10月1日付けで、一旦、同額の3万円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、3万円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、同額の3万円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月に定時決定までについては、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記載された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえ

ると、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を3万円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、3万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、4万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は4万2,000円だったのが、41年10月1日付けで、一旦、3万9,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、4万2,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、3万9,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定までについては、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記載された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえる

と、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を3万9,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、4万2,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、4万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は4万8,000円であり、41年10月1日付けで、一旦、同額の4万8,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、4万8,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、同額の4万8,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定までについては、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記

載された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえると、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえ、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を4万8,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、4万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、4万5,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は4万5,000円だったのが、41年10月1日付けで、一旦、5万2,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、4万5,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、5万2,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定までについては、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記載された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえる

と、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を5万2,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、4万5,000円に訂正することが必要である。

大阪厚生年金 事案 13423

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、4万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

夫の厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、夫がA社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は4万8,000円であり、41年10月1日付けで、一旦、同額の4万8,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、4万8,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、同額の4万8,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(以下「全喪日」という。)まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人(申立人を含む。)全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定ま

については、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記載された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえると、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を4万8,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、4万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、4万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は4万2,000円であり、41年10月1日付けで、一旦、同額の4万2,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、4万2,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、同額の4万2,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定までについては、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記載

された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえると、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を4万2,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、4万2,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、3万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は3万6,000円であり、41年10月1日付けで、一旦、同額の3万6,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、3万6,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、同額の3万6,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定までについては、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記

載された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえると、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を3万6,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、3万6,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、5万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は5万2,000円だったのが、41年10月1日付けで、一旦、4万8,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、5万2,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、4万8,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定までについては、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記載された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえる

と、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を4万8,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、5万2,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、3万9,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は3万9,000円だったのが、41年10月1日付けで、一旦、4万5,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、3万9,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、4万5,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定までについては、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記載された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえ

ると、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を4万5,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、3万9,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、3万3,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は3万3,000円だったのが、41年10月1日付けで、一旦、4万8,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、3万3,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、4万8,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定までについては、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記載された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえる

と、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を4万8,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、3万3,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、4万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

夫の厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、夫がA社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は4万8,000円だったのが、41年10月1日付けで、一旦、5万6,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、4万8,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、5万6,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(以下「全喪日」という。)まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人(申立人を含む。)全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定までについては、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認

できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記載された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえると、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を5万6,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、4万8,000円に訂正することが必要である。

大阪厚生年金 事案 13430

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、4万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は4万8,000円であり、41年10月1日付けで、一旦、同額の4万8,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、4万8,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、同額の4万8,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定までについては、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記

載された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえると、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえ、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を4万8,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、4万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、5万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は5万2,000円であり、41年10月1日付けで、一旦、同額の5万2,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、5万2,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、同額の5万2,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定までについては、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記載

された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえると、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を5万2,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、5万2,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、5万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は5万2,000円であり、41年10月1日付けで、一旦、同額の5万2,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、5万2,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、同額の5万2,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定までについては、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記

載された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえると、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえ、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を5万2,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、5万2,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、4万5,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は4万5,000円だったのが、41年10月1日付けで、一旦、5万6,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、4万5,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、5万6,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定までについては、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記載された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえ

ると、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を5万6,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、4万5,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、3万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は3万円だったのが、41年10月1日付けで、一旦、3万6,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年6月の定時決定において、3万円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、3万6,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定までについては、標準報酬月額の変更届の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記載された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえ

ると、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を3万6,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年6月の定時決定の記録から、3万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、5万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和40年12月7日に解雇された当時の標準報酬月額は5万6,000円であり、41年10月1日付けで、一旦、同額の5万6,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、5万6,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、同額の5万6,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表によると、昭和40年10月の定時決定までについては、標準報酬月額の変更等の届出に係る記載が受付日と共に確認できるが、41年1月31日付けで被保険者数が114人から0人になった旨記

載された後、全喪日までの定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえると、同年、42年及び43年の定時決定については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

また、複数の同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消し処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って上述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

さらに、申立人及び同僚の一人は、「申立期間を含む争議中に、社会保険料の滞納があった。」旨陳述しており、当時のA社の担当者も、「労働争議中の社会保険料を滞納していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を5万6,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、5万6,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 3 月 22 日から同年 5 月 3 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社(B市)における資格取得日に係る記録を同年 3 月 22 日、資格喪失日に係る記録を同年 5 月 3 日とし、当該期間の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月から同年 3 月 22 日まで
② 昭和 58 年 3 月 22 日から同年 5 月 3 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

高校を卒業した昭和 58 年 3 月に A 社本社(C市)に入社し、同月のうちに同社 D 営業所勤務となり、同年 5 月 3 日には関連会社の E 社に配置換えとなった。

E 社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録があるのに、A 社で勤務した期間の記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述により、申立人が、A 社(B市)に勤務していたと認められる。

また、A 社(B市)は、申立期間後の昭和 58 年 6 月 1 日付けで、厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同日付けで被保険者資格を取得している元従業員 17 人のうち、所在の判明した 16 人に事情照会し、5 人から回答を得たところ、そのうちの 3 人は、「A 社 D 営業所は昭和 57 年 12 月頃に設立され、申立期間においても、7 人程度の従業員が勤務していた。」旨陳述して

いることから、当該期間においても適用事業所となるべき要件を満たしていたと推認できる。

さらに、前述の新規適用日に資格を取得している元従業員 17 人に係る厚生年金保険の加入記録を調査すると、そのうちの 12 人は、同適用日より前には、A社のF県G市、H県I市及びJ県K市の各営業所において被保険者とされており、申立期間の始期である昭和 58 年 3 月 1 日又はその前日の同年 2 月 28 日に、一斉に資格を喪失していることが確認できる。そのうちの 1 人でA社(B市)の新規適用の手続を行ったとする者は、「社会保険の届出は営業所ごとに行っていたが、保険料控除を始めとする給与計算は、L市のA社本社で一括して行っていた。」としているほか、複数の元従業員も「自身も申立期間は空白期間となっているが、保険料は控除されていた。」と陳述しており、これらの事情を踏まえると、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社(B市)における厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日については、雇用保険の加入記録から、資格取得日は昭和 58 年 3 月 22 日、申立人のE社における被保険者の資格取得日から、資格喪失日は同年 5 月 3 日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が同期入社として名前を挙げた同僚に係るM組織における資格取得時の標準報酬月額の記録から判断すると、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録のある者のうち、所在の判明した 7 人に事情照会したところ、そのうちの 1 人が「申立人は、申立期間に勤務していた。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務は推認できる。

しかし、申立人が同期入社であったとする同僚についても、申立人と同様に、申立期間については厚生年金保険及び雇用保険の加入記録は無いところ、当該期間後の昭和 58 年 3 月 22 日付けで、当該同僚及び同世代の者 13 人がA社本社及びその関連会社において、一斉に資格を取得していることから、A社本社は、同日より前には厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13437

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

夫がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。夫は申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和38年6月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和38年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和38年5月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付する場合を含む)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和22年3月31日から同年6月1日までの期間について、申立人のA組織（現在は、B組織）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年6月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月31日から同年6月1日まで
② 昭和23年8月14日から同年9月1日まで

私は、昭和21年4月1日にA組織に就職し、事業所名がB組織に変わった後の28年10月15日まで、継続して勤務していた。

しかし、申立期間が厚生年金保険に未加入となっている。調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A組織において昭和22年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、C組織（現在は、B組織）において同年6月1日に被保険者資格を取得しており、申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、同僚の陳述から判断して、申立人がA組織及びC組織に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A組織に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人について、資格喪失日（昭和22年3月31日）より後の昭和22年6月に標準報酬月額の改定があったことが記録されており、不自然な記録となっている。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも、昭和22年6月に標準報酬月額の改定があったことが記録されている上、資格喪失日は、申立期間①より後の23年3月31日と記録されており、オンライン記録と一致していない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）の申立人に係る年金

記録の管理が適切であったとはいえ、申立人のA組織における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、C組織での被保険者の資格取得日である昭和22年6月1日と認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA組織における昭和22年2月の社会保険事務所の記録から、60円とすることが妥当である。

次に、申立期間②について、同僚の陳述から、申立人が申立期間②もC組織に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、C組織は、申立期間②の始期である昭和23年8月14日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該日付は、B組織から提出された資料により確認できるC組織の解散日とも一致している。

また、C組織に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和23年8月14日に被保険者資格を喪失している者が、申立人のほかに9人いるところ、当該9人はいずれも所在不明である上、B組織も、当時の関連資料は残っていないと回答していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除等の状況を確認できない。

さらに、D業務も行ってたとされるC組織において、昭和23年8月14日に資格を喪失した10人にも上る者の給与から、適用事業所ではない申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和64年1月から平成元年9月までは26万円、同年10月から2年9月までは28万円、同年10月から3年9月までは30万円、同年10月から4年9月までは32万円、同年10月から5年3月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和64年1月1日から平成5年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも大幅に低くなっている。申立期間は同社の取締役であったが、B業務を担当する従業員であり、社会保険事務には関与していなかったため、実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、昭和64年1月から平成元年9月までは26万円、同年10月から2年9月までは28万円、同年10月から3年9月までは30万円、同年10月から4年9月までは32万円、同年10月から5年3月までは34万円と記録されていたところ、6年2月15日、同年3月30日、同年4月25日、7年3月20日及び同年4月18日の5回にわたり、遡って標準報酬月額の訂正が行われており、その結果、昭和64年1月から平成4年3月までは8万円、同年4月から5年3月までは11万円に引き下げられている。

また、申立人以外の役員6人についても、申立人と同時期に、標準報酬月額の遡及減額訂正が行われている。

しかし、当該6人のうち、経理担当の取締役であった者を含む複数の者が、申立期間当時に給与の減額は無かったと陳述している。

また、経理担当の取締役であった者は、「当時、A社は社会保険料を滞納し

ていたが、社会保険事務所の徴収担当者の指導により、役員全員の標準報酬月額を遡って減額し、滞納は解消したと代表取締役から聞いた。」と陳述していることから、申立人等について、実態に反した標準報酬月額の遡及訂正処理が行われたと考えられる。

さらに、商業登記簿によると、申立人は、当該遡及訂正処理日の時点において、A社の取締役であるものの、複数の元従業員は、「申立人は、支店のB業務を担当しており、社会保険事務には関与していなかった。」旨陳述している上、前述の経理担当の取締役であった者も、「私と代表取締役以外の者は、標準報酬月額の遡及訂正について知らなかった。」と陳述しており、ほかに申立人が当該遡及訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、当該処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立期間の標準報酬月額について有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、昭和64年1月から平成元年9月までは26万円、同年10月から2年9月までは28万円、同年10月から3年9月までは30万円、同年10月から4年9月までは32万円、同年10月から5年3月までは34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B支店）における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和51年6月30日から同年7月1日まで

私の夫は、昭和35年8月から平成7年5月まで、A社並びに同社支店内に所在したC社及びD社において勤務していた。

しかし、夫の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B支店からE市の同社F支店へ移籍した時期と重なる申立期間①、及びC社からD社へ移籍した時期と重なる申立期間②が空白となっていた。

夫は申立期間①及び②においても継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和40年4月1日にA社B支店から同社F支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②について、C社の経理担当者であった事業主の妻及びD社の事業主の陳述から判断して、移籍の時期は不明ながら、申立人が両事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、C社は、昭和51年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②は適用事業所ではない。

また、C社提出の申立人に係る昭和51年分賃金台帳により、申立期間②に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、C社提出の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、資格喪失日は昭和51年6月30日と記載されており、オンライン記録と一致している。

一方、D社については、昭和51年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所ではない。

また、D社の事業主は、「当時の資料を保管しておらず、事務を委託していた者は既に死亡しているため、適用事業所となる前の期間の保険料控除等の状況については不明である。」と回答している。

さらに、申立人と同様に、C社からD社への移籍に伴って、申立期間②が厚生年金保険に未加入となっている者が一人いるが、同人は所在不明のため、同人から申立期間②における保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年12月16日及び17年7月20日は13万円、同年12月15日は14万8,000円、19年12月17日は15万円、20年7月16日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月16日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月15日
④ 平成19年12月17日
⑤ 平成20年7月16日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関提出の申立人に係る普通預金元帳の写しにより、申立期間にA社から申立人に対して賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書を見ると、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることなどから判断して、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与振込額から推認できる賞与額及び保険料控除額から、平成16年12月16日及び17年7月20日は13万円、同年12月15日は14万8,000円、19年12月17日は15万円、20年7月16日は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成21年7月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、

申立期間当時の事業主からも回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間のうち、平成16年12月16日及び17年7月20日は7万円、同年12月15日は6万9,000円、19年7月18日は7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月16日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月15日
④ 平成19年7月18日
⑤ 平成19年12月17日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④について、金融機関提出の申立人に係る取引明細票により、当該期間にA社から申立人に対して賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人と同職種の同僚から提出された申立期間当時の賞与支給明細書を見ると、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることなどから判断して、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準賞与額については、賞与振込額から推認できる賞与額及び保険料控除額から、平成16年12月16日及び17年7月20日は7万円、同年12月15日は6万9,000円、19年7月18日は7万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A

社は平成 21 年 7 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主からも回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑤については、前述の取引明細票を見ても賞与の振込記録が無く、申立人は申立期間⑤の賞与は手渡しであったかもしれないとしているところ、複数の同僚が、「当時、賞与の支払方法には銀行振込と手渡しの 2 種類があったが、手渡しの賞与は万単位の端数の無い額であったので、保険料は控除されていないと思う。」と陳述している。

また、前述のとおり、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られないため、申立人が手渡しであったかもしれないとする賞与からの保険料控除の状況等について確認できない。

このほか、申立期間⑤について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑤について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間のうち、平成19年12月17日及び20年7月16日は13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月16日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月15日
④ 平成19年12月17日
⑤ 平成20年7月16日
⑥ 平成20年12月17日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④及び⑤について、申立人提出の預金通帳の写しにより、当該期間にA社から賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人と同職種の同僚から提出された申立期間当時の賞与支給明細書を見ると、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることなどから判断して、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準賞与額については、賞与振込額から推認できる賞与額及び保険料控除額から、いずれも13万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成21年7月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主からも回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事

情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①、②、③及び⑥については、預金通帳の写しを見ても賞与の振込記録が無く、申立人は当該期間の賞与は手渡しであったとしているところ、複数の同僚が、「当時、賞与の支払方法には銀行振込と手渡しの2種類があったが、手渡しの賞与は万単位の端数の無い額であったので、保険料は控除されていないと思う。」と陳述している。

また、前述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られないため、申立人が手渡しで支給されたとする賞与からの保険料控除の状況等について確認できない。

このほか、申立期間①、②、③及び⑥について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び⑥について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は9万3,000円、17年7月15日は10万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年7月15日

平成16年12月及び17年7月にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されたので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支給明細書により、申立人が、申立期間にその主張する標準賞与額(平成16年12月15日は9万3,000円、17年7月15日は10万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は26万5,000円、17年7月15日は23万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年7月15日

平成16年12月及び17年7月にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されたので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支給明細書及びB市提出の申立人に係る給与支払報告書により、申立人が、申立期間にその主張する標準賞与額（平成16年12月15日は26万5,000円、17年7月15日は23万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は10万5,000円、17年7月15日は11万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年7月15日

平成16年12月及び17年7月にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されたので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市提出の申立人に係る市民税県民税課税証明書により、申立人が、申立期間にその主張する標準賞与額（平成16年12月15日は10万5,000円、17年7月15日は11万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は18万5,000円、17年7月15日は15万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年7月15日

平成16年12月及び17年7月にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されたので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B税務署提出の申立人に係る源泉徴収票により、申立人が、申立期間にその主張する標準賞与額（平成16年12月15日は18万5,000円、17年7月15日は15万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を24万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

平成16年12月にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されたので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B税務署提出の申立人に係る源泉徴収票により、申立人が、申立期間にその主張する標準賞与額(24万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和49年7月31日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月31日から51年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月28日から53年3月1日まで

A社には昭和53年2月28日まで勤務していたが、49年2月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、正社員としてB業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述等から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は休業を理由に昭和49年2月28日付けで、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に申立人を含む元従業員83人が被保険者資格を喪失しているところ、そのうち34人の資格喪失日は、当初、同年3月21日から同年7月1日までの間の日付で記録されていたものが、同年7月31日付けで同年2月28

日に遡及訂正されていることが確認でき、これら 34 人のうち複数の者の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の遡及訂正前の資格喪失日と一致している。

さらに、前述の被保険者名簿において、資格喪失日が遡及訂正されていない申立人を含む元従業員についても、任意に抽出した複数の者の雇用保険の加入記録は、いずれも上記遡及訂正処理日（昭和 49 年 7 月 31 日）以後も継続している。

これらを総合的に判断すると、A社は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 49 年 2 月 28 日以後も、事業活動を継続していたと考えるのが相当であり、同社が休業を理由として適用事業所ではなくなったとする社会保険事務所（当時）の事務処理は、実態に即したものと認め難い。したがって、申立人について、同年 2 月 28 日に遡及して被保険者資格を喪失させる合理的理由は見当たらず、当該資格喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該遡及処理が行われた日と同日の同年 7 月 31 日であると認められる。

なお、申立期間のうち、昭和 49 年 2 月から同年 6 月までの期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における同年 1 月の社会保険事務所の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月 31 日から 51 年 3 月 1 日までの期間について、申立人と同職種であったとする同僚の一人は、当該期間も自身の業務内容及び勤務形態に変化はなかったとしているところ、当該同僚から提出された同年 3 月分の給料支払明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人も、当該期間における自身の業務内容及び勤務形態に変化はなかったとしており、複数の同僚も申立人について同様の陳述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 49 年 1 月の社会保険事務所の記録から 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、前述のとおり、A社は昭和 49 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、複数の同僚の陳述等から、当該期間も 5 人以上の者が勤務していたことがうかがえる上、同社は当該期間に C 健康保険組合の適用事業所となっていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 51 年 3 月 1 日から 53 年 3 月 1 日までの期間に

については、同僚から当該期間に係る給料支払明細書の提出が無い上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び経理担当者はいずれも死亡しているため、これらの者から当該期間における保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人が当該期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年5月31日まで

A社で勤務していた期間のうち、平成3年1月1日から4年5月31日までの標準報酬月額が、それまでの53万円から15万円に減額となっている。当時、給与は変わりなく支給されていたので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年5月31日）の後の平成4年9月3日付けで、3年1月から4年4月までの期間の標準報酬月額が53万円から15万円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

また、申立期間当時のA社に係る商業登記簿の役員欄に、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間当時のA社の取締役からは、「申立人は、A社へ来ることはあったが、主としてB事業所で勤務していた。当時の社会保険関係の手続責任者は、申立人とは別の取締役であった。」旨の陳述が有る。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月1日から16年8月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、平成15年1月1日から16年8月1日までの標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時、65万円の給与が支給されていたので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成15年1月から同年12月までは62万円と記録されていたところ、16年1月7日付けで申立人を含む48人の標準報酬月額の記録が、15年10月に遡及して引き下げられ、申立人の標準報酬月額の記録は、26万円に記録が訂正されていることが確認できる。

また、平成16年2月20日付けで、申立人を含む11人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円に記録が訂正されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社において総務事務を担当していた取締役は、「私が代表取締役の指示により、社会保険料の滞納を解消するために、社会保険事務所（当時）の指導により標準報酬月額の減額訂正に関与した。」旨陳述をしている。

加えて、A社に係る滞納処分票の記載内容及び複数の同僚の陳述から、申立人が社会保険の事務処理に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、平成16年1月7日付け及び同年2月20日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものとは考え難く、申立人について15年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があった

とは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った平成16年1月7日付けの標準報酬月額の変更に係る処理及び同年2月20日付けの遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年10月まで

私は、会社を辞めた平成4年7月頃に、A県B市役所において、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った。

退職した当時はお金に余裕があり、初めの頃は送られてきた納付書を使って、市役所でまとめ払いをしていた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の手帳記号番号に係る被保険者の記録から、平成7年9月頃に払い出されたものと推認され、また、申立人が所持する年金手帳及び申立人に係るオンライン記録から、同年金手帳の国民年金に係る「初めて上記被保険者になった日」の欄に記されている同年6月8日は、申立人が勤務した二度目の事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と一致していることが確認できる。

これらのことから、申立人が国民年金被保険者としての資格を初めて取得した日は、当該厚生年金保険被保険者資格を喪失した日に遡ったものと考えられ、この場合、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、平成4年7月15日に会社を辞めた後、B市役所において国民年金の加入手続を行い、最初の頃は、国民年金保険料をまとめて納付したと陳述するほかに、申立期間の保険料に係る納付の回数及び1回当たりの保険料額を覚えていない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）も無く、申立期間の保険料を納付したとされる

事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、申立人は、当初前納すると国民年金保険料が安くなるので、初めの頃は半年分ぐらいをまとめ払いしていたと思うと申し立てているが、前納割引は1年以上を納付した場合のみである。

なお、申立てのとおり、申立期間当初から前納したとすると、平成4年7月を起点とする1年分、また、これに引き続く5年7月を起点とする1年分の計2回前納することになるが、同年7月を起点とする2回目の前納にあつては、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した同年11月から6年6月までの前納された国民年金保険料は、還付されることとなるが、オンライン記録上、その還付事跡は確認できない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

私が大学生だった秋又は冬の頃に、A県B市の職員が自宅に来て、国民年金についての説明を受けた。そこで初めて国民年金に加入して、国民年金保険料を支払わなければいけないことを知ったが、当時、私は学生で収入が無いことを伝えると、保険料の免除手続を勧められ、その場で書類を記入して手続を行った。その後も平成6年又は7年頃に同市役所で免除の手続をしたことを覚えている。

それまでの免除期間の国民年金保険料を追納しようとした際に、申立期間が免除になっていないことを知った。当時、免除申請の控え書類などは受け取っておらず、決定通知書も無いが、最初の免除手続の時に、次の年度も同様に手続が必要だという説明を受けていれば、免除の手続を行っていたと思うので、申立期間が免除でなく未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、4年制大学に在籍していた秋又は冬頃に、申立人宅を訪れたB市職員から国民年金の説明を受け、国民年金保険料の免除申請の手続を行ったとしている。

そこで、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、申立期間前の4か月及び申立期間後の3年間については、双方いずれも免除と記録されていることが確認できる一方、申立期間については、双方共に未納と記録されていることが確認できる。

また、申立人は、平成6年又は7年頃に1度、B市役所に出向き、免除申請の手続を行った記憶はあると陳述しているが、申立期間である平成5年度に免除手続をしたか否かは、はっきり覚えていないとしており、申立期間に係る具

体的な免除手続の状況は不明である。

さらに、申立人は、最初の免除手続時に、次の年度も同様の手続が必要だという説明を受けていれば、免除の手続を行っていたと思うと陳述しているが、C年金事務所は、現在は前年度に免除承認されていた者に対して、翌年度に免除手続の案内を送っているが、申立期間当時は、このような案内が行われていたかどうかは不明であるとしている。

加えて、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年9月まで

私は、会社を退職した昭和49年7月に、初めて国民年金に加入した。

私は、生前母から、「国民年金に未納期間があると、将来、年金を受給できなくなるので、間を空けずに加入しなさい。」と言われており、今まで未納無く、国民年金保険料を納めてきた。

申立期間の国民年金保険料の納付について、はっきりとした記憶はないが、自身の中では加入イコール納付だと確信し、ずっと納付したと思っていたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、また、申立人の手帳記号番号の前後に係る被保険者の記録から、申立人の加入手続は、同年6月頃に行われたものと推認される。

また、この加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料を現年度及び過年度納付することは可能であるが、申立人は、申立期間の保険料をまとめて納付するほどのお金は無かったとしている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、3か月ごとの納付書を使って金融機関の窓口で納付したと陳述しているが、A県B市では、当時、徴収員が戸別に保険料を集金していたとしており、申立内容と符合しない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、自身で行ったのか、申立人の母親が行ったのかの記憶は定かでなく、母親は既に亡くなっているため、申立人が申立期間の保険料の納付を行っていたとする

事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から6年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、平成7年4月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から6年5月まで
② 平成7年4月から8年2月まで

平成4年頃、大学生であったため、私の母がA県B市役所において、私の兄の分と一緒に私の国民年金保険料の免除申請の手続きをしてくれたはずであり、申立期間①が、未納とされていることに納得できない。

また、私は、会社勤めをして十分な蓄えができた頃に、2冊の年金手帳のそれぞれの番号を基礎年金番号に一括管理する手続きを行うために、B市役所の国民年金課の窓口に出向いた際に、納付が可能な期間の国民年金保険料を支払うための手続きを併せて同課の窓口で行い、同日、保険料をまとめて納付した。私は、この納付時期、納付期間、納付書の入手方法及び保険料額等を覚えていないが、保険料をまとめて納付したのは間違いないので、申立期間②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の記録及びB市の国民年金被保険者に係る電算記録から、申立人の手帳記号番号は、平成6年5月に同市で払い出されていることが確認できることから、この手帳記号番号の払出しの頃に、国民年金の初めての資格取得日を遡って、加入手続きが行われたものと推認できる。

この場合、申立期間①については、加入手続きが行われた時点において、制度上、平成6年3月以前の国民年金保険料の免除を申請することができない。

また、申立人の国民年金保険料の免除を申請したとするその母は、申立人の

兄の免除申請を含め、免除申請を2回行った記憶はあるものの、ほかに免除申請を行ったかは覚えていないと陳述しているところ、その兄のオンライン記録を見ると、免除申請が、平成3年5月及び4年5月の2回行われていることが確認できるものの、これ以外に申立人及びその兄に係る免除申請の事跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立内容のとおり、申立期間①の国民年金保険料の免除を申請するには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であることから、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

次に、申立期間②については、申立人は時期は不明だが、C社在職中の基礎年金番号が付番されて以降の頃に、B市役所に出向き、その時点で遡れる期間の国民年金保険料を、同市役所において納付したと申し立てている。

しかし、申立人が、B市役所へ出向いたとする、平成9年1月の基礎年金番号制度が導入された以降の時点では、申立期間②の国民年金保険料は過年度保険料であり、過年度保険料の収納事務は行っていない同市役所において納付することができないことから、申立人の陳述はこのことと符合しない。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料の納付に係る手続時期、納付書の入手方法及び納付金額等についての記憶は明確でなく、納付状況についての具体的な陳述が得られない。

さらに、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付したと陳述する時期は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、保険料の収納に係る事務管理の一層の強化が図られていることから、申立期間②の記録誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立期間①の国民年金保険料が免除されていたこと、及び申立期間②の保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料の免除又は納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含め総合的に判断すると、申立人の申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、申立期間②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から55年4月まで

私は、昭和51年4月に結婚後、A県B市から同県C市に転居し、同市役所で婚姻届を提出した。その後しばらくすると、どこの役所からだったかは思い出せないが、国民年金保険料の納付についての案内が届いた。私は、その時、国民年金のことを初めて知り「とうとう支払うんだなあ。」と思ったことを覚えている。当時の保険料は、1回3,000円弱の金額を納付していたことを覚えており、家計にそれほどの負担はなく、同市に住んでいる間はずっと市役所で納付していた。

加入手続当時、B市に住んでいる姉に国民年金のことを教えたことを覚えており、その姉は納付済みの記録になっている。

また、昭和52年10月にC市からD県E市へ転居した後は、銀行及び郵便局等の金融機関を利用して、国民年金保険料を納付していた。

もう35年ぐらい前の話で、細かいことを覚えていないのも事実だが、私は納付書が届いたら必ず国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料を支払っていたことは間違いないので、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月にE市を管轄するF社会保険事務所（当時）において払い出されていることが確認できることから、申立人の加入手続は、この手帳記号番号の払出しの頃に行われたと推認され、また、申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人が同年5月12日に国民年金に任意加入し、同日に国民年金の初めての被保険者資格を取得していることが確認できる。

この場合、申立期間は任意の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金に加入した頃に、その姉に国民年金のことを教えたことを覚えていると申し立てており、姉は申立人からの教示もあって、国民年金に加入したと陳述しているところ、姉の国民年金手帳記号番号は、昭和51年8月に払い出されていることが確認できる。しかし、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、C市における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は4年に及び、このような長期間にわたって、複数の行政機関において連続して事務過誤があったとは考え難く、ほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から同年7月まで

私は、平成12年7月6日にA県B市役所において、国民年金の第3号被保険者への切替手続をするとともに、過去に無職で国民年金に加入していなかった期間を調べてもらった。そして、その期間は、9年3月から同年7月までの5か月間及び11年7月から12年6月までの12か月間であると教えられ、同市役所の庁舎内で、その期間の国民年金保険料を納付したと思う。

また、その日に持参した年金手帳に、国民年金の加入期間を全て記入してもらい、担当の職員から「これで空白期間が埋まって、つながりました。」という説明を受けたが、平成9年3月から同年7月までの期間について「2年間を超えて、遡って納付はできない。」という説明は一切無く、未納・未加入期間は無いものと理解した。

それなのに、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は、平成3年4月に、国民年金被保険者の資格を取得し、6年4月に厚生年金保険被保険者の資格を取得した時点で、その国民年金被保険者資格を喪失し、その後、12年7月にB市において、再び国民年金被保険者資格を、直前の厚生年金保険被保険者資格を喪失した11年7月に遡って取得していることが確認できるものの、申立期間は、未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄を見ると、オンライン記録とは異なり、第1号被保険者期間と記載されていることが確認できるが、申立人は、この年金手帳の記載に関して、平成12年7月にB市役所に

において第3号被保険者の資格を取得する手続を行った時に、申立期間に係る第1号被保険者としての資格取得日及び資格喪失日を、同市職員にそれぞれ記入してもらったとしている。

この場合、当該年金手帳の記録では、申立期間は国民年金の加入期間となるが、申立人が上記記載をしてもらったとする時点では、既に徴収権時効が成立していることから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は平成 8 年 11 月 3 日に病気で倒れ、その後、障害が残ったため、障害 1 級と認定されたが、国民年金保険料の納付済期間が不足しており、障害年金は受給できなかった。

年金問題が起こった際、私の納付記録も間違っているのではないかと思い、念のために年金事務所に出向いたが、障害年金を受給するには、やはり加入期間が足りないとの説明を受けた。

しかし、改めて当時のことを思い出すと、役所から送付されてきたはがきを、半年程度の間隔で数回送り返したことを覚えており、申立期間当時、免除申請手続を行ったのではないかと思う。

申立期間を申請免除期間に変更してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除について、半年程度の間隔ではがきを役所に返送し、手続を行ったと陳述するのみで、詳細な記憶がない一方、A 県 B 市では、i) 申立期間当時は通常、年度ごとの免除申請手続が必要であった、ii) 当時、前年度分が免除承認されている被保険者には、事前に申請書類を封書で送付していた、iii) 申請書は受付期間内に市役所へ提出されるのが原則であり、はがきの返送のみでは手続はできなかったと説明している。

また、申立人は、申立期間当時、夫婦共に何らかの収入があったとも陳述しており、当時の国民年金保険料の免除基準は、世帯単位の所得で算出されていたことを踏まえると、夫婦のうち申立人のみ、申立期間の保険料の免除が承認されたとは考え難い。

さらに、申立期間後の転居先であるC県D市保存の福祉年金受給者名簿及び国民年金の納付記録を見ると、申立期間については、当該名簿作成の時点（平成9年6月25日）において、夫婦共に国民年金保険料の未納期間であったことが確認でき、オンライン記録と一致している。この点について、同市では、障害年金等に係る事前相談を受けた場合、必ず前住地の自治体に連絡をとり、納付記録等の確認を行っていたと説明している。

加えて、申立人と納付記録が一致しているその夫は既に他界しており、申立期間の国民年金保険料の免除をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成2年5月まで

私は昭和63年7月に結婚したが、その頃、オレンジ色の年金手帳を所持していた記憶がある。

それまで国民年金保険料をどのように納付していたかは覚えていないが、結婚後の保険料は、A県B市に居住している間は郵便局で、また、C県D市に転居してからは銀行で、いずれも自宅に送付された納付書により、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていた。その後、しばらくして納付方法を口座振替に変更したと思う。

ねんきん定期便を見ると、B市在住当時の申立期間の国民年金保険料が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年7月の結婚後、B市で国民年金保険料を現年度納付したとしているが、57年9月にE県F町（現在は、G市）からB市へ転入した際及び厚生年金保険被保険者資格を喪失した際に、自身が同市役所で国民年金の手続を行った記憶はないとしており、同市で国民年金の手続が行われれば、作成されるべき国民年金被保険者名簿等も存在しない。

また、申立人には、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、以下のとおり、いずれの手帳記号番号でも申立期間の国民年金保険料は納付することができない。

- i) F町において、昭和49年6月29日に払い出された最初の国民年金手帳記号番号に係る特殊台帳を見ると、国民年金被保険者資格が53年11月26日に喪失した記録があり、その後、同台帳がB市を管轄するH社会保険事務所（当時）に移管された事跡は確認できず、また、オンライン記録

を見ても、資格を喪失して以降、当該手帳記号番号により資格を再取得した事跡も確認できず、申立期間は未加入期間であったと考えられる。

- ii) 現在の基礎年金番号に統合されている2回目の国民年金手帳記号番号に係る加入手続は、オンライン記録の申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、昭和58年3月10日を資格取得日として、申立期間の2年後の平成4年7月頃に、B市から転居したD市で行われたと推認され、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人の妻は、「夫の国民年金に関する手続をB市で行った記憶はない。また、D市へ転居してからは、市から送付された納付書で夫婦二人分を納付した。同市で過年度保険料を一括納付した記憶は全くない。」としているが、国民年金の手続を行わないままで、市から納付書が送付されることはない上、オンライン記録を見ると、申立人の平成4年4月から同年7月までの分は同年7月20日に一括納付されている一方、妻の同期間の国民年金保険料は毎月ごとに納付されており、夫婦の納付日が同一であるのは同年8月からであるなど、陳述内容は不自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び40年10月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和40年10月から42年3月まで

私は、国民年金制度が開始された時から加入し、加入当初は、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。しかし、仕事の関係で知り合った人たちから、国民年金は将来当てにならないとの話を聞かされたので、一旦、保険料を納付するのをやめた。

その後、母から、「今の生活が心配無いは、夫の年金のお陰である。」と言われたこと、及び当時、新聞等で過去の国民年金保険料を納付することができるということを知ったので、昭和50年12月頃に、妻が夫婦二人分の過去の全ての未納保険料を遡って納付したと思う。

以後は、60歳になるまで国民年金保険料を全て納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和50年12月頃に、その妻が夫婦二人分の過去の未納保険料について、遡って納付したと申し立てている。

しかし、申立人及びその妻は、過去の夫婦二人分の未納保険料を遡って納付したと陳述するのみであり、納付金額及び特例納付の手続等の記憶については曖昧である上、特殊台帳を見ると、妻については、申立期間①及び②を含めて特例納付された事跡は確認できない。

また、特殊台帳及び申立人が所持する領収証書を見ると、申立期間②直後の昭和42年4月から47年12月までの国民年金保険料について、50年12月24日に特例納付され、また、これに続く、48年1月から50年3月までの保険料

について、51年1月13日に過年度納付されていることが確認できるところ、以下の事情等からみて、申立人及びその妻が主張している遡及納付は、当該特例納付及び過年度納付の記憶である可能性が否定できず、申立期間①及び②の保険料まで含めて納付されたとは考え難い。

i) 申立人は、A県B市C区から同市D区への国民年金法上の住所変更手続き日である昭和50年12月4日から60歳到達まで国民年金保険料を納付したとしても、年金受給資格期間である25年を確保できない状況であったため、42年4月以降の未納分を、特例納付及び過年度納付することにより、年金受給資格期間が確保される状況にあったこと。

ii) 申立人の妻は、当時37歳であり、過年度納付が可能な期間を納付することで、年金受給資格期間が確保され、特例納付まで必要な状況ではなかったこと。

さらに、申立人は、国民年金制度が開始された時から国民年金に加入し、加入当初は自宅に来ていた集金人に、国民年金保険料を納付していたとも申し立てているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において、昭和37年11月7日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間①の保険料は、集金人に納付することができない過年度保険料である。

また、申立期間①当時のB市における国民年金保険料の収納方法は、集金人による国民年金手帳を用いた印紙検認方式であるが、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄を見ると、申立期間①直後の昭和37年4月以降については、集金人に保険料を納付したことを示す検認印が確認できるものの、申立期間①である昭和36年度には検認印は確認できない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に対して有効な別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年12月まで

私は、結婚後しばらくしてから国民年金の加入手続を行い、その後、夫から国民年金保険料を昭和36年4月まで遡って納付するように言われたので、申立期間の保険料を遡って納付した。

申立期間の国民年金保険料として、昭和48年1月から49年9月までの保険料を過年度納付した50年10月頃に、銀行の窓口で、5万円又は5万6,000円を2回に分けて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A県B市において、昭和50年1月14日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期（昭和50年10月頃）は、第2回特例納付実施期間に当たっており、申立期間の保険料を納付することは可能である。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料として5万円又は5万6,000円を納付したとしているが、第2回特例納付制度を利用して申立期間の保険料を納付した場合の保険料額は、12万6,900円であり金額が一致しない。

また、申立人は、直後の期間の過年度分とは別に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するのみであり、社会保険事務所（当時）又は市役所で特例納付に係る納付書を依頼した記憶などは曖昧である上、申立人に特例納付を勧めたとするその夫は既に他界しており、当時の状況を確認することはできなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 1 日から 46 年 10 月 31 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社B支店、同社C支店及びD社における厚生年金保険の加入期間が、脱退手当金支給済みとなっていることを初めて知った。

しかし、A社B支店及び同社C支店に係る期間については、退職後に脱退手当金を受給したが、D社に係る期間については、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店及び同社C支店のそれぞれに係る期間の脱退手当金は受給したが、申立期間の脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間のD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和47年1月13日に、A社B支店及び同社C支店のそれぞれに係る期間と申立期間の被保険者期間を合算して、脱退手当金が支給決定されているところ、D社に係る厚生年金保険被保険者原票の申立人の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間とそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む健康保険整理番号4480番から4640番までの被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失した女性従業員49人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め28人に支給記録が確認でき、そ

の全員が資格喪失後4か月以内に支給決定されている上、支給決定日が同日である者が散見されることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められない。

大阪厚生年金 事案 13453 (事案 5908 及び 10748 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年から平成 6 年まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。勤務時期は覚えていないが、i) A市にあったB社で勤務していた、ii) C市にあったD社に勤務していた時の上司の氏名を思い出した、iii) E市F区にあったG社で勤務していた、iv) 同市H区にあったI社に勤務していた時の同僚の氏名を思い出した、v) J社で勤務していた当時のことを思い出した、vi) 同市K区にあったL社に勤務していた、vii) 同市M区にあったN社に勤務していた時の上司の氏名を思い出した、viii) O市にあったP社で勤務していた、ix) Q市にあった「R社」で勤務していた、また、x) 中学校を卒業後、C市にあったS社という全ての申立ての最初に勤務した事業所を思い出した。

そこで、申立期間について、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正の申立てを再度行ったが、申立ての各事業所における厚生年金保険料の控除が確認できない等として、申立ては認められなかったが、前回の審議結果に納得できない。

前回の決定後、申立期間のうち、B社及びD社に在職していたことを示す新たな事情を思い出したので、再度、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、B社に係る申立てについては、申立人が陳述する場所に同社が所在していたことが確認できることから、時期は特定できないが勤務は推測できるものの、i) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に

において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日の昭和 37 年 3 月 1 日から同社が C 市に移転する 49 年 12 月 20 日までの間に同社での勤務が確認でき、連絡のとれた同僚 4 人全員及び同社の元社長は、申立人のことを覚えていないこと、ii) 同社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知（以下「3 月 26 日付け通知」という。）が行われている。

また、B 社に係る再申立てについては、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、前回の審議結果が納得できないと申し立てているのみで、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とまでは認められない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 4 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知（以下「4 月 15 日付け通知」という。）が行われている。

今回、申立人は、「B 社で一緒に勤務していた同僚の氏名を思い出した。」と陳述しているところ、当該元同僚は、「申立人のことを覚えているが、勤務時期については覚えていない。」と陳述しているものの、申立人に係る保険料控除についての具体的陳述は得られなかった。

なお、B 社に係る前述の被保険者名簿において連絡先が判明し、回答のあった複数の元従業員（初回及び前回の申立ての際に、照会を行っていない者）全員は、「申立人のことを覚えていない。」と陳述している。

また、前述の複数の元従業員から、「B 社には試用期間があった。」との陳述が得られたことから、B 社では、入社から一定期間経過後に、厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いであった可能性も否定できない。

2 申立期間のうち、D 社に係る申立てについては、申立人が陳述する場所に同社が所在していたことが確認できることから、時期は特定できないが勤務は推測できるものの、i) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日の昭和 38 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得し、適用事業所ではなくなった 41 年 4 月 29 日に被保険者資格を喪失したことが確認できる複数の同僚が、申立人のことを覚えていないこと、ii) 同社において被保険者資格の有る複数の同僚が、同社では試用期間があった旨陳述していること、iii) 同社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、3 月 26 日付け通知が行われている。

また、D 社に係る再申立てについては、申立人は、新たな事情として上司の氏名を思い出したと陳述しているものの、同社に係る前述の被保険者名簿において、当該上司の被保険者記録は見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、4 月 15 日付け通知が行われている。

今回、申立人は、「D 社で一緒に勤務していた同僚の氏名を思い出した。」

と陳述しているところ、当該元同僚は、「申立人のことを覚えているが、勤務時期については覚えていない。」と陳述しているものの、申立人に係る保険料控除についての具体的陳述は得られなかった。

なお、D社に係る前述の被保険者名簿において連絡先が判明し、回答のあった複数の元従業員（初回及び前回の申立ての際に、照会を行っていない者）全員が、「申立人のことを覚えていない。」と陳述している。

また、前回の申立てにおいて、申立人が上司と記憶する者について、前述の元従業員の一人から、「その上司を覚えている。」との陳述が得られたことから、前述の被保険者名簿において当該者を調べたが、確認することはできなかったことから、D社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

3 申立期間のうち、「G社」「I社」「J社」「L社」「N社」「P社」「R社」「S社」に係る再申立てについては、今回、申立人から新たな資料及び情報の提出は無かった。

このほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 12 月 3 日から 45 年 4 月 16 日までの
期間又は同年 8 月 1 日から 46 年 3 月 1 日までの期
間

② 昭和 58 年 12 月 21 日から 60 年 12 月 20 日まで
年金事務所で加入記録を確認したところ、申立期間①については、A社(現在
は、B社)で勤務したおよそ半年間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤
務した時期を正確に記憶していないが、当時は、長女が小学生になる頃で、
妻は同社関連の事業所を手伝っていた。

また、申立期間②については、C社の同僚で、先にD社(現在は、E社)
に入社していた者に誘われて、C社を退社直後にD社に入社し、2年間勤務
した。

申立期間①及び②には、いずれも給与から厚生年金保険料が控除されてい
たので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社の同僚の氏名を記憶していないとし
ていることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、
申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある者のうち、所在の判明した 20
人に照会したところ、回答のあった 10 人のうちの 1 人が「申立人を記憶し
ている。F職をしていた。」と回答していることから、詳細な期間までは特
定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認でき
る。

しかし、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、B社は、当時の資料
を保管していないため、申立人の申立期間当時における勤務実態及び保険料
控除を確認することはできない。

また、G健康保険組合は、「申立人の記録は見当たらず、申立期間当時の

資料は保管していない。」と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、整理番号7番の者の資格取得日は昭和44年5月8日付けであるところ、整理番号8番の者の資格取得日は同日前の同年4月20日付け、整理番号9番の者の資格取得日も同年同月30日付けとなっている等、資格取得日及び整理番号の順序が符合していない状況が他期間においても散見されることから、A社は資格取得に係る届出 процедуру、必ずしも全ての従業員について採用後直ちに行っていたわけではない状況がうかがえる。

加えて、前述の事情照会で回答を得た同僚は、「実際の入社時期よりも3か月遅れて厚生年金保険に加入している。」と陳述しているところ、当該3か月間に厚生年金保険料が控除されていた記憶はないとしている。

このほか、申立人は給料明細書等を所持しておらず、申立人が、申立期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から申立期間のうち、昭和59年10月3日から60年12月20日までの期間については、申立人はD社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚の所在は不明であることから、申立期間当時にD社において被保険者記録のある元従業員のうち、所在の判明した25人に事情照会したところ、回答のあった7人は、「申立人を記憶していない。」としているため、申立期間のうち、昭和58年12月11日から59年10月2日までの期間については、申立人の同社における勤務実態を確認することはできない。

また、E社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については、不明であると陳述している。

さらに、申立期間に被保険者記録のある元従業員10人について、雇用保険の加入記録を調査したところ、雇用保険と厚生年金保険の加入記録が一致している者は3人のみであり、5人については両保険の記録が符合せず、残る2人については雇用保険の加入記録が見当たらないところ、前述の事情照会で回答を得た元従業員は、「当時は、どこの同業社でも、保険の加入を強制することはなかった。年金の加入を希望しない社員も少なからずいた。」旨陳述している。

加えて、D社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無いほか、同名簿に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13455 (事案 1696 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から28年4月1日まで
② 昭和28年4月1日から29年10月1日まで
③ 昭和30年5月25日から32年5月1日まで
④ 昭和32年8月8日から35年3月1日まで

申立期間①について、私は、当該期間にA社又はB社で、正社員としてC職の業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②、③及び④については、前回、昭和28年から33年までの期間にD社で、正社員としてE職等の業務に従事していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いとして、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、該当する厚生年金保険の適用事業所が見当たらず、保険料控除をうかがわせる事情等も見当たらないとして、記録の訂正は認められなかった。

しかし、その後、年金事務所の調査により、申立期間②と③の間の期間及び申立期間③と④の間の期間について、私の加入記録が見つかった。申立期間②、③及び④についても、D社で厚生年金保険に加入していたので、再度、調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が主張する所在地で厚生年金保険の適用事業所となっているF社(現在は、G社)H支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が名前を挙げた複数の同僚等の氏名が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社又は同社の敷地内にあった関連事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかし、G社は、「関連資料が残っておらず、当時の保険料控除等の状況は分からない。」旨回答している。

また、申立人は、前述の同僚のうち二人について、自身より先に勤務していたとしているが、当該二人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、一人は申立期間①の始期（昭和25年4月1日）の1年7か月後、もう一人は2年5か月後であることが上記被保険者名簿により確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、昭和25年から28年までの間に被保険者資格を取得している者のうち、所在の判明した59人に照会し36人から回答を得たが、そのうち14人は、自身が記憶する入社日と被保険者資格の取得日との間に、3か月ないし1年2か月の空白期間があることから、申立期間①当時、F社H支店では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、F社で総務及び経理事務を担当していたとする者は、「当時、厚生年金保険に加入させない従業員もいた。当該従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨陳述している。

また、上記被保険者名簿において、申立期間①の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

次に、申立期間②、③及び④に係る申立てについては、D社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、保険料控除をうかがわせる事情も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年6月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、年金事務所の調査により、I社という事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが判明し、申立期間②と③の間の期間及び申立期間③と④の間の期間における申立人の被保険者記録が見つかったが、今回、申立人は、申立期間②、③及び④も同事業所で厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

そこで、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている全被保険者のうち、所在の判明した4人に照会したところ、3人から回答が得られ、そのうち1人の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時も同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が一緒に勤務していたとするJ職のI社における被保険者資格の取得日及び喪失日は、申立人と同一であり、両人の被保険者期間は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間とほぼ一致している。

また、I社の事業主及び前述のJ職は、既に死亡している上、前述の回答のあった同僚3人からも、申立人の申立期間②、③及び④における保険料控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、平成 4 年 10 月 31 日まで A 社に在籍していたのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 10 月 31 日と記録されており、申立期間の被保険者記録が無い。退職後、雇用保険の離職票を持って市役所に行き、同年 11 月 1 日付けで国民年金に加入する手続も行われているので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 4 年 10 月 31 日まで A 社に在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されたと申し立てている。

しかし、A 社は、平成 6 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に文書で照会したが回答を得られないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人は、A 社の B 営業所で一緒に勤務したとする同僚 2 人の名前を挙げているが、このうち 1 人は既に死亡しており、もう 1 人は文書で照会したが回答を得られない上、申立期間に同社で厚生年金保険被保険者であった者に照会し 10 人から回答を得たが、いずれの者も申立人の退職日について分からないと回答している。

さらに、申立人は、平成 4 年 7 月頃から A 社を退職するまで、同社に籍を置きながら C 社という事業所に出向したとして、同社の元従業員一人の名前を挙げているが、当該元従業員も、申立人の退職日について分からないと回答している。

加えて、申立期間当時 A 社では、申立人と同じく月の末日に資格を喪失して

いる者が複数おり、そのうちの一人は、「私は、A社のD本社で社会保険事務を担当していた。私も月末に資格を喪失しているが、資格喪失月の厚生年金保険料は控除されなかった。」と陳述している。

また、雇用保険の加入記録を見ると、申立人の離職日は平成4年10月15日となっており、その後、申立人は同年10月19日に求職の申込みを行い、申立期間を含む同年10月26日から5年1月23日までの間、失業給付（基本手当）を受給していることが確認できる。

なお、申立人は、前述のA社B営業所での同僚二人と一緒にC社に出向したとしているところ、オンライン記録を見ると、当該二人は、同社と事業主が同じであるE社という事業所で、平成4年10月1日に被保険者資格を取得していることから、申立人も同社で厚生年金保険に加入していた可能性を考慮し、オンライン記録の確認など調査を行ったが、申立人の同社における被保険者記録等は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13457 (事案 5550、9611 及び 12637 の再々々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月頃から同年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとして、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正をこれまでに3回申し立てたが、いずれも申立ては認められなかった。

しかし、当該第三者委員会の判断に納得できないので、再度申し立てる。

申立期間当時にA社でB職をしていた者も、自身の年金記録がおかしいと言っているの、同人から話を聴いてほしい。

また、私が以前に行った国民年金の加入記録に関する申立てを認める旨の通知文において、私の父について、自身の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識が高いと記載されている。父は、私がA社から受け取った給与明細書を見た際に、何も問題視しなかったのは、社会保険料が控除されていたからである。同じ年金記録確認D地方第三者委員会で、私の父について、国民年金の申立てでは納付意識が高いとする一方で、厚生年金保険の申立てでは私にとって有利な事情としないのはおかしい。

これらのことを踏まえ、当時の状況等を改めて調査し、これまでの判断に固執せず、新たな気持ちで審議の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できるものの、i) 当時の事業主及び複数の同僚は、「A社では、入社後一定期間は試用期間として厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料も控除していなかったと思う。」と陳述していること、ii) 申立人は、入社時には既にC資格を取得していたので、自身に試用

期間は無かったと主張しているが、当時の事業主及び複数の同僚が、C資格を取得している者でも入社後一定の試用期間があったとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年2月12日付け、23年1月14日付け及び同年11月4日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間当時にA社でB職をしていた者も、自身の年金記録がおかしいと言っているのので、同人から話を聴いてほしい。」としていることから、同人に照会したところ、同人は、「申立期間当時、A社では、入社してきた者全員に3か月ぐらいの試用期間を設けていた。この取扱いは、C資格を持っている者も同様であり、私も入社時には既にC資格を持っていたが、試用期間終了後に厚生年金保険に加入した。試用期間中は、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と陳述している。

また、申立人は、「私の父が申立期間の給与明細書を見て、保険料が控除されていたことを確認している。」と主張しているが、申立人の父は既に死亡しており、当該事実を確認することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13458 (事案 12641 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は病気のため、A社を平成 12 年 3 月 31 日に退職したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 5 月 1 日となっているので、資格喪失日を同年 4 月 1 日に訂正してほしいと、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、訂正は認められないとの通知を受け取った。

しかし、この決定には納得できない。私の主張が当該第三者委員会の委員の方々に届いておらず、会社の主張ばかりが通っているように感じられる。同委員会の委員の方々に私の思いを伝えたいので、今回の再申立てに当たっては、申立期間前からの私が置かれた状況及び思いを記載した書面等を提出する。

現状のままでは、加給年金及び振替加算を受給できないので、私が述べてきたことを考慮の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者でなかったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社提出のタイムカードから、申立人が平成 12 年 4 月 1 日以降は出勤していないことが確認できるものの、i) 雇用保険の加入記録を見ると、申立人の離職日は同年 4 月 30 日となっている上、同社が加入していたB厚生年金基金及びC健康保険組合の記録でも、申立人の被保険者資格の喪失日は、厚生年金保険と同日の同年 5 月 1 日となっていること、ii) 申立人は、「当時、平成 12 年 3 月 31 日付けで退職する旨の届をA社に提出したので、申立期間は既に退職扱いであったはずである。」と主張しているが、当時の同社取締役の一人は、「当初、申立人は平成 12 年 3 月 31 日付けで退職する予定であったが、本人からの申入れにより、退職日を同年 4 月

30日に変更したと思われる。」と陳述しており、同社提出の同年5月18日付けで作成された申立人に係る退職金支給明細書を見ると、申立人の退職日は同年4月30日と記載されており、取締役の陳述と符合すること、iii) 同社は、「賃金台帳を見ると、平成12年4月分の社会保険料等を控除しているので、申立人を申立期間も従業員として認識していたと考えられる。」としていることなどから、既に当委員会の決定に基づき、23年11月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間前からの自身が置かれた状況及び思いを記載したとする書面等を提出し、再度、申立期間について、厚生年金保険被保険者でなかったことを認めてほしいと主張している。

しかし、申立人から提出されたこれらの資料を子細に検討し、また、口頭意見陳述の場を設け、申立人及びその元上司から直接意見を聴取したが、申立人が平成12年3月31日にA社を退職したと認められる事情は見当たらなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13459（事案 11768 及び 13072 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 27 日から 33 年 2 月 1 日まで
② 昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①とB社に勤務していた申立期間②について、年金記録確認第三者委員会から年金記録の訂正は不要との通知を受け取ったが、納得できない。

私の主張は、前回提出した上申書のとおりである。また、当時の給与明細書は、被災し廃棄したので残っていないが、給与明細書等の廃棄処分を依頼したC業者に、当時の状況を記載してもらった「処分証明書」を今回提出するので、被災したことも考慮の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) A社は昭和 33 年 6 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の事業主は連絡先不明である上、当時の同僚からも、申立人の申立期間①における勤務実態等を確認することができないこと、ii) 再申立ての際に申立人から提出された上申書を見ても、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる事情は見当たらないことなどから、また、申立期間②に係る申立てについては、i) B社は 59 年 3 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の事業主は連絡先不明である上、当時の同僚からも申立人の申立期間②における勤務実態等を確認することができないこと、ii) 上記上申書を見ても、申立期間②における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 12 日付け及び 24 年 2 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われ

ている。

今回、申立人は、当時の給与明細書等の廃棄処分を依頼したC業者が記載したとする書面（処分証明書）を提出しているが、当該書面を見ても、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる記載は見当たらない。

また、申立期間①について、申立人が上記上申書で名前を挙げた同僚で、初回及び前回の調査でも照会した者二人に改めて照会したが、初回及び前回と同様に、申立人が申立期間①も継続して勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

一方、申立期間②については、申立人が上記上申書で名前を挙げた同僚で、初回の調査で回答が得られなかった同僚3人に改めて照会を行ったところ、1人から回答があり、当該同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記同僚は、申立期間②当時のB社の従業員数は10人ほどであったとしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②の被保険者数は6人である上、申立人及び上記同僚が総務及び経理を担当していたとする同僚は、同被保険者名簿を見ても被保険者記録が確認できないことから、申立期間②当時、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13460 (事案 10046 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 15 日
② 平成 20 年 12 月 15 日

A社に勤務中の平成 15 年 7 月 15 日、同年 12 月 15 日、16 年 12 月 16 日、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 15 日、19 年 12 月 17 日及び 20 年 7 月 15 日に支給された賞与について、標準賞与額を記録してほしいと年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、同年 7 月 15 日(申立期間①)以外は申立てが認められたが、申立期間①については、賞与支給明細書等の関連資料が無く、保険料控除額及び賞与額を確認することができないとして、申立ては認められなかった。

今回、平成 20 年分の源泉徴収票及び給与支給明細書を提出するので、申立期間①と、新たに賞与が支給されたことを思い出した同年 12 月 15 日(申立期間②)について、標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、賞与支給明細書等の関連資料が無く、保険料控除額及び賞与額を確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成 20 年分の源泉徴収票及び同年の各月に係る給与支給明細書を提出し、前回申立てが認められなかった申立期間①と、今回新たに申立期間②について、標準賞与額を記録してほしいと申し立てている。

しかし、給与支給明細書に記載の社会保険料控除額の 12 か月分の合計は、源泉徴収票に記載の社会保険料等の金額を超えており、給与支給明細書に記載の総支給額の 12 か月分の合計も、源泉徴収票に記載の支払金額を超えてい

ることから、申立期間①及び②に係る保険料控除額及び賞与額を確認できない。

また、申立人は、申立期間①及び②の賞与は手渡しで支給されたとしているところ、複数の同僚が、「当時、賞与の支払方法には銀行振込と手渡しの2種類があったが、手渡しの賞与は万単位の端数の無い額であったので、保険料は控除されていないと思う。」と陳述している。

さらに、A社は平成21年7月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られないため、申立人が手渡しで支給されたとする賞与からの保険料控除の状況等について確認できない。

そのほかに申立期間①に係る委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立期間②についても、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 16 日
② 平成 17 年 7 月 20 日
③ 平成 17 年 12 月 15 日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の賞与について、「もち代として1万円ないし3万円程度が、手渡しで支給された。」としているところ、複数の同僚が、「当時、賞与の支払方法には銀行振込と手渡しの2種類があったが、手渡しの賞与は万単位の端数の無い額であったので、保険料は控除されていないと思う。」と陳述している。

また、A社は平成 21 年 7 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られないため、申立人が手渡しで支給されたとする賞与からの保険料控除の状況等について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13462 (事案 12289 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されているので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間当時の保険料控除額が確認できないとして、記録の訂正は認められなかった。

今回、当時の給与振込額が記載された金融機関発行の取引明細表を提出するので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、「申立期間当時の賃金台帳等を保管していないので、申立人の申立期間における保険料控除額については不明である。」としていること、ii) 申立人は給与明細書など申立期間当時の保険料控除額を確認できる資料を保管しておらず、申立期間に同社で厚生年金保険に加入している複数の元従業員にも照会したが、給与明細書等を保管している者はいないため、同社における申立期間当時の保険料控除の状況を確認することができないこと、iii) B厚生年金基金で記録されている申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、申立期間当時の給与振込額が確認できる金融機関発行の取引明細表を提出している。

しかし、当該取引明細表により、申立期間当時の給与額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っていたことはうかがえるものの、保険料控除額については確認することができない。

また、A社に改めて照会したが、前回と同じく、申立人の申立期間における保険料控除額については不明と回答している上、申立人と同様に、申立期間の標準報酬月額が下がっている複数の元従業員等に照会したが、給与明細書を保管している者はおらず、申立期間当時の保険料控除の状況を確認することができなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日まで
A 社（平成 2 年 9 月 * 日から B 社に名称変更、以下「申立事業所」という。）には、昭和 61 年 7 月 1 日から正社員として勤務したのに、厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成 6 年 1 月 1 日となっており、申立期間の加入記録が無い。
調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、入社時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時から申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立事業所は平成 21 年 5 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の夫で、複数の同僚が事実上の事業主であったとする元取締役は、「資料が無いため、当時の厚生年金保険料の控除等の状況は分からない。」と回答している。

また、申立人は、自身と同じ C 職であったとする同僚 3 人の名前を挙げているが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、当該 3 人の申立事業所における被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人及び複数の元従業員が、申立事業所の当時の従業員数は 30 人程度であったとしているが、上記被保険者名簿で確認できる申立期間当時の被保険者数は、最大でも 19 人である。

これらのことから、申立期間当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 1 日から 56 年 9 月 30 日まで

A社在職中にB社の事業主と知り合い、A社を退職後の昭和49年にB社に入社した。同事業所では、C職の正社員として、同事業所が倒産する56年の秋頃まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB社で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録が確認できる元従業員のうち、所在の判明した者13人に照会し7人から回答を得たが、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

また、B社は、申立期間途中の昭和54年11月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は、「当時、給与計算及び社会保険手続は外部の者に依頼しており、関連資料も残っていないため、申立人の申立期間における保険料控除の状況は分からない。」旨回答している。

さらに、当該事業主は、申立期間当時の従業員数は10人程度であったとしているが、上記被保険者名簿で確認できる申立期間当時の被保険者数は、申立期間の大半において2人以下であることから、申立期間当時、B社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで
② 昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 2 月末日まで、昼間は専門学校に通いながら、夜間はA社（現在は、B社）C事業所でアルバイトとして勤務し、学費を捻出していたが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、その後、昭和 45 年 7 月 1 日からD社で勤務したが、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は 46 年 1 月 5 日と記録されており、申立期間②の加入記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、夜間にA社C事業所でアルバイトとして勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除の状況は不明である。」と回答している。

また、当時の事業主は所在不明である上、申立人が唯一記憶する同僚に照会したが回答を得られないため、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①に被保険者であった者を抽出し、そのうち連絡先の判明した 230 人に照会し 126 人から回答を得たが、申立人の申立期間①における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、申立人のA社C事業所における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と符合する昭和 45 年 7 月 21 日から同年 9 月 20 日までとなって

おり、申立期間①における雇用保険の加入記録は確認できない。

次に、申立期間②について、複数の同僚の陳述等から判断して、入社時期は特定できないものの、申立人が申立期間②当時からD社に勤務していたことが推認できる。

しかし、D社は昭和57年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、複数の同僚が経理担当であったとする者も所在不明のため、これらの者から申立人の申立期間②における保険料控除等の状況を確認できない。

また、複数の同僚が、D社の申立期間②当時の従業員数は60人程度であったとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立期間②の被保険者数は、最大時でも16人である。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人を含め61人の者が昭和46年1月5日に資格を取得しているが、このうち回答のあった複数の者が、「私は昭和46年1月5日より前からD社に勤務していた。同年1月5日より前は、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と陳述している。

これらのことから、D社では、従前から勤務していた従業員を、何らかの理由により、昭和46年1月5日付けでまとめて厚生年金保険に加入させたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から 15 年 2 月頃まで

私は、A社で平成 15 年 2 月頃までB職をしていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 15 年 3 月 * 日に廃業し、賃金台帳等の資料は保管されていない上、申立期間当時の社会保険事務担当者は死亡しており、事業主は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除及び納付状況については不明としていることから、事業主等から申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、事業主は、「厚生年金保険に加入している従業員の被保険者資格を、勤務期間中に喪失させたことは無く、申立人が平成 12 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているのであれば、申立人は、同日にA社を退職したものと思われる。」旨陳述している。

さらに、申立人のA社における雇用保険での離職日は、平成 12 年 1 月 31 日となっている上、オンライン記録では、申立人の健康保険被保険者証の回収日が同年 3 月 8 日との記録になっている。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13467 (事案 5143 及び 6436 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 1 日から同年 10 月 23 日まで
② 昭和 45 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
④ 昭和 51 年 8 月から 52 年 5 月 21 日まで
⑤ 昭和 56 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 61 年 9 月 28 日から同年 11 月 1 日まで
⑦ 昭和 61 年 11 月 10 日から同年 12 月 26 日まで
⑧ 昭和 62 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
⑨ 昭和 62 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間の一部(申立期間①及び②)、B社に勤務していた期間の一部(申立期間③)、C社に勤務していた期間(申立期間④)、D社に勤務していた期間の一部(申立期間⑤)、E社に勤務していた期間の一部(申立期間⑥)、F社(現在は、G社)に勤務していた期間の一部(申立期間⑦及び⑧)及びH社に勤務していた期間の一部(申立期間⑨)が厚生年金保険の未加入期間となっているため、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求める申立てを行ったが、認められなかった。

今回、新たな主張及び資料として、当時の状況を記した書面(「申立の概要」に記載されたもの)及び写真等を提出するので、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、i) A社の当時の社会保険事務担当の役員は、「入社後すぐに辞めてしまう従業員もいたので、個人差はあるものの、数か月間の

試用期間を設けており、試用期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格の取得手続を行っていた。被保険者資格の取得手続を行うまでの期間の厚生年金保険料は控除しておらず、申立人の申立期間①に係る保険料を控除していないと思う。」旨陳述していること、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①における健康保険整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見当たらないことから、また、申立期間②については、i) 申立人が、昭和45年3月31日まで同社に在籍していたことをうかがわせる関連資料及び同僚等からの陳述を得ることはできないこと、ii) 上記の社会保険事務担当の役員は、「従業員が退職する都度、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出しており、被保険者資格の喪失後の保険料は控除していなかったため、申立人の申立期間②に係る保険料を控除していないと思う。」旨陳述していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①及び②についての新たな主張として、「i) 当時、試用期間は無かった、ii) 昭和44年10月及び同年11月に1区画が100坪で170万円の契約をした、iii) 当時の女性事務員にも確認してほしい、iv) 私と同日入社が14人いるとのことだが、私は1人で入社した、v) 資格喪失日の翌日が退職日ならば、45年3月29日は日曜日である、vi) 当時の給料の締日及び支払日を確認してほしい、vii) 慰安旅行は、44年11月3日の文化の日ではなく、同年10月1日である。」旨陳述している。

また、申立人は、新たな資料として、「昭和45年2月27日に撮影された同僚と写っている写真」及び「カレンダー」を提出している。

しかし、申立人の新たな主張には、申立人の申立期間①当時の保険料控除並びに申立期間②当時の勤務実態及び保険料控除についての具体的な主張は無く、申立人が提出した新たな写真は、I社における厚生年金保険の被保険者としての記録が有る期間に撮影されたものであり、カレンダーは申立期間①及び②当時のものとは認められない。

また、前述の申立人の新たな主張のiii)で、申立人が照会を希望した女性事務員二人に文書で照会したものの、当該女性事務員のうち一人は、「厚生年金保険の資格取得に関する届出については、まとめて加入させていたし、資格の喪失に関する届出については、従業員が退職する都度、社会保険事務所(当時)に提出していた。厚生年金保険に未加入の従業員の給与から保険料を天引きすることはない。」旨陳述している。

申立期間③については、i) B社は、「申立人は、申立期間③において当社の正社員ではなく、J社員という雇用形態で当社のK業務に従事していたと考えられる。」旨回答しており、同社提出の労働者名簿を見ると、申立人の退職日が昭和50年1月31日と記載されていることが確認できること、ii) 同社に

係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚二人は、「私は、B社でJ社員を管理する役職に就いており、申立人が正社員からJ社員に変わった記憶がある。」旨陳述している上、同社の元経理部長は、「私は、申立期間中の昭和50年5月にL県のM社からB社に異動した。同社の正社員のごとはほとんど記憶しているが、申立人のことは知らないで、申立人は、正社員とは別室で勤務していたJ社員であったと思う。」旨陳述していること、iii) 同社は、「J社員は、厚生年金保険及び雇用保険に加入していなかった。」旨回答しており、雇用保険の加入記録における同社での申立人の資格喪失日は、同年1月31日となっており、社会保険庁(当時)の記録と符合していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとするが行われている。

今回、申立人は、申立期間③についての新たな主張として、「i) あっせん文に記載されている経理部長とは、私の実兄の後任者だった方で、同氏は私のことを知らないと陳述しているそうだが、私は同氏をよく覚えている。同氏は、『私を別室で勤務していたJ社員であったと思う。』旨陳述しているそうだが、当時、ワンフロアに事務所があり、一目でフロアを見渡すことができた。当時別室は無かったと記憶している、ii) 私の実兄のN社に係る厚生年金保険の加入記録がおかしい、iii) 当時の同僚二人にも確認してほしい。」旨陳述している。

しかし、申立人の新たな主張には、申立人の申立期間③当時の保険料控除額についての具体的な主張は無い。

また、前述の申立人の新たな主張のiii)で、申立人が照会を希望した同僚二人に文書で照会したものの、当該同僚のうち一人からは、「申立人の社会保険について、照会されても担当ではないので分からない。」旨の回答があった上、残りの同僚からは回答が得られない。

さらに、B社のJ社員として勤務していた期間がある複数の同僚は、「B社のJ社員だった期間については、個人請負契約の自営業者となる。当時の請負金額が記載されている明細書等は所持していないが、同社が請負金額から保険料等を控除することはあり得ない。」旨陳述している。

申立期間④については、i) C社は、昭和51年9月30日に適用事業所ではなくなっていることが、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間④のうち、同日以降の期間において、同社は適用事業所とはなっていないこと、ii) 同僚二人が、同社に申立人と同じO社員として入社した同僚として名前を挙げた者の同社での厚生年金保険の加入記録も見当たらないことから、同社にO社員として入社した者については、厚生年金保険の被保険者資格の取得手続きが行われなかったものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間④についての新たな主張として、「i) 私と同時期に入社した女性事務員は、厚生年金保険被保険者資格を取得しているのに、私の年金記録が無いのが納得できない、ii) 私がC社で勤務していた頃の知人に確認してほしい。」旨陳述している。

また、申立人は新たな資料として、「C社が入居していたビルの写真」を提出している。

しかし、申立人の新たな主張には、申立人の申立期間④当時の保険料控除についての具体的な主張は無く、申立人が提出した新たな写真は、撮影日が不明であり、申立期間④当時の勤務実態及び保険料控除についての新たな資料とは認め難い。

また、申立人がC社で勤務していた頃の知人に文書で照会したものの、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除についての陳述を得ることができない。

申立期間⑤については、i) D社での複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当該同僚が記憶する入社日から数か月経過後となっていることが、当該同僚の陳述及び社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、当該同僚のうち、申立人の直属の上司であったとする同僚は、「D社では、試用期間が設けられており、試用期間中には厚生年金保険に加入させていなかった。管理職として入社した私自身も、数か月の試用期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得している。」旨陳述していることから、申立期間⑤当時の同社では、入社から一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いであったものと考えられること、ii) 同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の陳述が得られなかった上、当時の経理事務担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の控除の状況を確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間⑤についての新たな主張として、「i) 当時、試用期間が設けられていたという話を聞いたことがない、ii) 当時の経理事務担当者は既に死亡しているとのことだが、当時の同僚4人にも確認してほしい。」旨陳述している。

また、申立人は、新たな資料として、「カレンダー」を提出している。

しかし、申立人の新たな主張には、申立人の申立期間⑤当時の保険料控除についての具体的な主張は無く、カレンダーは申立期間⑤当時のものとは認められない。

また、申立人が照会を希望した同僚4人に文書で照会したものの、当該同僚のうち1人からは、「当時、D社には試用期間が3か月間あったと思う。試用期間中の給与から保険料が天引きされたことは無い。」旨の回答があった上、

残りの同僚3人からは回答が得られない。

なお、前回審議時に、申立人から提出された「P報告書」及び「領収書」に記載されている事業所名Q社及びR社)について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できる同僚は、「D社は、同社のオーナーがS社のT支社を買収し、新しく設立してできた会社である。」旨陳述しているところ、オンライン記録において、「U社」という事業所名で適用事業所であったことが確認できることから、申立人が申立期間⑤において勤務していた事業所は、同社であった可能性は否定できない。

しかし、U社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が同僚として名前を挙げた者の加入記録が見当たらないことから、申立期間当時の同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、U社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間⑤における健康保険整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、当該記録に不自然さは見られない。

さらに、U社は、昭和56年4月1日に適用事業所ではなくなっており、経理事務を兼務していた事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

申立期間⑥については、i) E社における申立人の雇用保険の離職日は、昭和61年9月27日であり、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と整合していることが確認できるところ、同社における同僚は、「雇用保険並びに厚生年金保険の取得手続及び喪失手続は、昭和61年9月27日付けで処理していた。」旨陳述していること、ii) 申立人は、「E社での在籍期間中の昭和61年9月25日から同年10月31日まで、同社の健康保険被保険者証を使用して病院に入院していた。」と申し立てているが、同社における当時の事業主及び同僚は、「申立人がE社に在職していた期間中に、入院した記憶はない。」旨陳述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失届の社会保険事務所における受付年月日が、同年10月9日であることが確認できるとともに、同名簿の申立人欄には、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されたことを示す「証返」の印影が確認できるところ、同僚は、「厚生年金保険の資格喪失届と一緒に退職者の健康保険被保険者証を社会保険事務所に返納していた。」旨陳述していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間⑥についての新たな主張として、「i) E社に在籍中に入院していたことに間違いはない、ii) 事業主は、『社会保険事務処理を顧問税理士に任せていた。』と陳述しているようだが、税理士ではなく、女性事務員が事務処理を行っていた、iii) 有給休暇を取得して入院した。継続療養給

付制度を利用していない。」旨陳述している。

また、申立人は、新たな資料として、「カレンダー」を提出している。

しかし、申立人の新たな主張には、申立人の申立期間⑥当時の勤務実態及び保険料控除についての具体的な主張は無く、カレンダーは申立期間⑥当時のものとは認められない。

申立期間⑦及び⑧については、i) G社は、「当社では、入社日と同日付けで厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っており、また、F社での申立人の被保険者資格の喪失日が昭和62年4月21日となっているのは、申立人が当時の給料の締日であった20日付けで退職したためであると思う。同社での申立人の在籍期間は、社会保険庁の記録のとおりであり、申立人は、申立期間⑦及び⑧に同社に在籍していないと考えられる。」旨陳述していること、ii) 社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時の在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間⑦及び⑧における申立人の在籍に関する陳述は得られなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間⑦及び⑧についての新たな主張として、「i) 当時の同僚3人にも確認してほしい、ii) 私の雇用保険の加入記録が無いのはおかしい、iii) F社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に入社したとのことだが、同社が繁忙期直後の昭和61年12月26日に採用するのは考え難い、iv) 私が入社したと言われている、同年12月26日に同僚二人が退職した記憶がない。」旨陳述している。

しかし、申立人の新たな主張には、申立人の申立期間⑦及び⑧当時の勤務実態及び保険料控除についての具体的な主張は無い。

また、前述の申立人の新たな主張i)で、申立人が照会を希望した同僚3人のうち2人に文書で再度照会したものの、当該同僚のうち1人からは、「申立人を記憶していない。」旨の回答があった上、残りの同僚からは、回答が得られない。

また、F社に係る前述の被保険者名簿の被保険者増減表において、当該事業所が社会保険事務所に申立人に係る資格取得届を提出した日付が「昭和61年12月27日」及び資格喪失届を提出した日付が「昭和62年4月30日」と記載されており、同社における申立人の資格取得日「昭和61年12月26日」及び喪失日「昭和62年4月21日」に係る記録との間に不自然な点も見当たらない上、同名簿には申立人の資格の喪失に伴い、健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されたことを示す「証返」の表示が確認できる。

さらに、申立期間⑦及び⑧当時のF社の事業主は、「従業員が入社してすぐ、資格取得届を社会保険事務所に提出し、従業員の退職日に本人から健康保険被保険者証を受け取り、資格喪失届と一緒に社会保険事務所に返納していた。」

旨陳述している。

申立期間⑨については、i) H社は、昭和 62 年 9 月 1 日に適用事業所となっていることが、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間⑨において、同社は適用事業所とはなっていないこと、ii) 同社は、平成 2 年 8 月 27 日に適用事業所ではなくなっており、事業主及び同社が適用事業所となった昭和 62 年 9 月 1 日と同日に、申立人と一緒に被保険者資格を取得している同僚 4 人のうち、連絡先が判明した同僚 3 人に照会したものの、申立人の申立期間⑨に係る厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述は得られなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間⑨についての新たな主張として、「i) 私の雇用保険と社会保険の資格取得日に 1 か月間のズレがあるのは、H社の事務処理過誤だと思う、ii) 私が同社で勤務していた頃の知人に確認してほしい。」旨陳述している。

しかし、申立人の新たな主張には、申立人の申立期間⑨当時の保険料控除額についての具体的な主張は無い。

また、申立人がH社で勤務していた頃の知人に文書で照会したものの、申立人の申立期間⑨に係る厚生年金保険料の控除についての陳述を得ることができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで
② 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 6 月 1 日から 35 年 3 月末まで A 社の臨時社員として勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、A 社に係る厚生年金保険被保険者期間が昭和 34 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの 2 か月間しかない。

A 社に勤務していた当時の残存する資料を提出するので、同社に係る厚生年金保険被保険者期間を昭和 32 年 6 月 1 日から 35 年 4 月 1 日までに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料袋（昭和 32 年 7 月 9 日付け）及び同僚の陳述等から、申立期間①について A 社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人から提出された写真等から、申立期間②について、期間は特定できないものの A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、適用事業所整理記号簿によると、A 社は、申立人が厚生年金保険被保険者としての資格を取得した日と同日の昭和 34 年 8 月 1 日に適用事業所となり、申立人が資格を喪失した日と同日の同年 10 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、申立期間①及び②は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 社は、「申立期間当時の厚生年金保険関係の書類は一切保管しておらず、厚生年金保険料等の控除状況は不明である。」旨回答している。

さらに、申立期間当時、A 社の庶務会計課に在籍していたとする同僚は、「厚生年金保険の未加入期間の臨時社員の給料から、保険料を控除し続けることはあり得ないと思う。」旨陳述している。

なお、申立人は、前述の給料袋を提出しているものの、「給与は毎月の9日及び24日の半月ごとの支払であり、厚生年金保険料は下期給与から控除されていた。」旨陳述しており、申立期間当時の同僚からも同様の陳述が有るものの、申立人は、上記以外の俸給袋は所持していないとしていることから、申立人の申立期間①及び②に係る給与から保険料が控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間①及び②における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 15 日から同年 4 月 1 日まで
A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が、昭和 38 年 4 月 1 日であるとの記録になっている。

しかし、私は昭和 37 年 12 月 27 日にB資格を取得したすぐ後に、C社に勤務し、38 年 3 月下旬頃に同社に命令されて、A社に転勤した。同社で発行された身分証明書もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社に昭和 38 年 1 月 15 日から同年 3 月まで勤務した後、A社(本社)に異動し、双方の勤務期間について厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録の有る同僚59人のうち所在の判明した27人に照会したものの、回答の有った19人は、いずれも「申立人のことは覚えていない。」旨回答しており、申立人の同事業所における勤務実態を確認することはできない。

また、i) C社の申立期間当時の責任者であり、社会保険事務を担当していた元D職は、「離職者が多かったため、事務員及び身体障害者を除いて3か月ぐらいの試用期間を設けており、当該期間中は厚生年金保険に加入させず、保険料控除もしていなかった。」旨陳述していること、ii) 申立期間当時、同事業所で勤務していた同僚二人は、「試用期間が有ったことを覚えている。」としており、そのうちの一人は、「私は3か月程度の試用期間を経過してから、厚生年金保険に加入した。」旨陳述していることから、申立期間当時、同事業所

では必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させてなかったことがうかがえる。

さらに、C社に係る上述の被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に遡及訂正等の不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る記録は見当たらない。

一方、A社（本社）については、申立人名が記載されている同社発行の身分証明書（社印及び代表者印有り）によると、申立期間中の昭和38年3月25日に発行されたことが確認できること、及び申立期間当時に健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録の有る同僚は、「私は、高校を卒業した後の昭和38年3月半ば頃に入社した。申立人は、私が入社した直後の同年3月中にA社に入社したと記憶している。」旨陳述していることから、申立人は、少なくとも同年3月25日から同事業所で勤務していたことが認められる。

しかし、i) 上述の被保険者名簿を見ると、昭和38年3月中旬に入社したとする上述の同僚一人及び36年6月途中に入社したとする他の同僚一人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、それぞれ38年4月1日、36年7月1日と記録されていることが確認できること、ii) 上述の同僚二人は、いずれも未加入期間に係る保険料控除については不明と回答していることから、申立期間当時、A社（本社）は、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、平成19年2月*日付けで解散しており、事業主も死亡していることから、申立人のC社及びA社（本社）における勤務実態及び保険料控除等について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 28 日から 32 年 3 月 4 日まで
私は、昭和 31 年 7 月に A 所にあった B 施設の C 職の仕事に就き、その後 2 か月後ぐらいに D 組織に入り、32 年 3 月 4 日まで B 施設の E 職を担当していた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

F 組織の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和 31 年 7 月 11 日に健康保険のみの被保険者資格を取得しているが、厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は申立期間の職務内容について、B 施設の C 職及び同施設の E 職であったと陳述しているところ、駐留軍従業員に係る社会保険の取扱いについては、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」(昭和 26 年 7 月 3 日付け保発第 51 号厚生省保険局長通知)に基づき、昭和 26 年 7 月 1 日以降は、ハウス、ホテル等の家事使用人並びにクラブ、宿舍施設、食堂及び映画事業等に使用される者は強制被保険者とならないこととされている。

また、F 組織の前述の被保険者名簿で申立期間に名前が確認でき、文書照会で回答を得られた被保険者のうち、A 所内の B 施設の E 職及び G 職等に従事した期間があると陳述している複数の被保険者は、同業務に従事したと思われる期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、これらの業務に従事していた被保険者は、健康保険のみに加入し、厚生年金保険の被保険者ではなかったと推認される。

さらに、F組織は、昭和34年4月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月29日から54年5月1日まで
私のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和51年12月29日となっている。
しかし、私は、昭和54年4月30日までA社B事業所C支所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社社員録から、申立期間当時にA社B事業所に在籍していた社員36人のうち、所在の判明した17人に照会し10人から回答が得られたところ、7人が「申立人を覚えている。」旨回答し、うち5人は、「申立人が提出した集合写真は、昭和54年1月に撮影したA社B事業所C支所における集合写真であり、申立人も写っている。」旨回答している。

しかしながら、A社B事業所は、昭和51年12月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時は適用事業所ではない。

また、A社の後継社であるE社は、「申立人の人事記録及び賃金台帳等の資料は保存されていないため、申立期間における勤務実態及び保険料控除は不明である。また、A社B事業所が、昭和51年12月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている理由についても、資料が保存されていないため不明である。」旨回答している。

さらに、上述の回答の有った申立期間当時に、A社B事業所に在籍し、申立人を覚えていた社員7人からは、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての陳述を得ることはできない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付している上、申立期間を含む昭和51年5月1日から平成15年4月1日ま

で、その長男の健康保険被扶養者となっている。

このほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。